

潟上市幼保一体化施設基本計画  
(認定こども園)

平成21年4月

潟 上 市

# 目 次

<b>1 幼保一体化推進の背景</b>	
1 . はじめに	1
2 . 子どもを取り巻く社会環境	
( 1 ) 人口の減少	2
( 2 ) 少子化の進行	3
( 3 ) 核家族化の進行	6
( 4 ) 女性の社会進出	8
3 . 幼稚園と保育所をめぐる動向	
( 1 ) 幼稚園をめぐる動向	9
( 2 ) 保育所をめぐる動向	9
( 3 ) 幼保にまたがる動向	10
4 . 行政状況	
( 1 ) 幼保に関連する計画	12
( 2 ) 財政状況	12
( 3 ) 行政改革	13
<b>2 潟上市の保育所及び幼稚園の現状と課題</b>	
( 1 ) 施設	14
( 2 ) 入所児童数、職員数	15
( 3 ) 園児数の推移	16
( 4 ) 運営に要する経費	17
( 5 ) 課題の整理	23
<b>3 幼保一体化施設の整備</b>	
( 1 ) 背景と目的	24
( 2 ) 法制度及び上位関連計画	25
( 3 ) 幼保一体化の先進事例	35
( 4 ) 幼保一体化の効果と課題	37
( 5 ) 幼保一体化施設整備に向けたスケジュール	40
<b>4 施設づくりの基本概念</b>	41
<b>5 実現に向けて</b>	43

参考資料

# 1 幼保一体化推進の背景

## 1. はじめに

教育施設としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所、どちらも就学前の子どもを預かる施設に変わりはない。統一してはどうかという「幼保一体化」の考えは、戦前から議論が重ねられてきた経緯がある。しかし、幼稚園と保育所の制度は、学校教育法及び児童福祉法に基づくものであることから、それぞれの法に定められた目的と役割をもって並行しており、文部科学省と厚生労働省という所管の違いが幼保の連携や幼保一体化を困難にしてきた。

近年、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化、地方分権及び規制緩和を背景として、国は幼稚園と保育所施設の共用化など弾力的な運用を打ち出し、両者の垣根を低くする方向に動き出した。既に、地域では、制度の枠内において幼保の連携による施設運営を進める事例も見られるが、昨今の情勢において幼保一体化が現実の流れとなってきた。

潟上市の将来ビジョンである潟上市建設計画では、幼稚園と保育所の連携や幼保一体化の施策を推進するとともに、幼保一体化施設の整備及び保育サービスと教育内容の充実を図ることが明記されている。また、次世代育成支援行動計画においては、保護者が仕事と子育ての両立ができる保育環境を整えるため、人的・施設的な環境整備を検討することが重点施策として位置づけられている。

潟上市では、これらの趣旨や動向を踏まえ、社会環境が変化する中で、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の充実を図るため、幼保一体化の施策と施設整備の方向性を検討し、本計画を策定するものである。

### 「認定こども園」と「幼保一体化施設」の表記について

「認定こども園」と「幼保一体化施設」は同様の意味を持っていますが、本計画においては、次のような整理で表記します。

#### ・「認定こども園」

・・・ 法制度や幼保一体化の一般的な施設を示す場合に使用

#### ・「幼保一体化施設」

・・・ 潟上市幼保一体化施設基本計画に基づき、市が新たに建設を検討する幼保一体化の施設

### 「保育所」について

潟上市では保育園と称していますが、制度上は保育所といたします。

## 2. 子どもを取り巻く社会環境

### (1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所において推計された将来人口によると、潟上市の人口は減少傾向にあり、平成17年を100とする人口指数で見ると、10年後には97.2、20年後には90.9、30年後には82.5となっている。

0歳～14歳までの年少人口割合においても減少の一途をたどり、2030年（平成42年）においては1割を割り込む推計となっている。

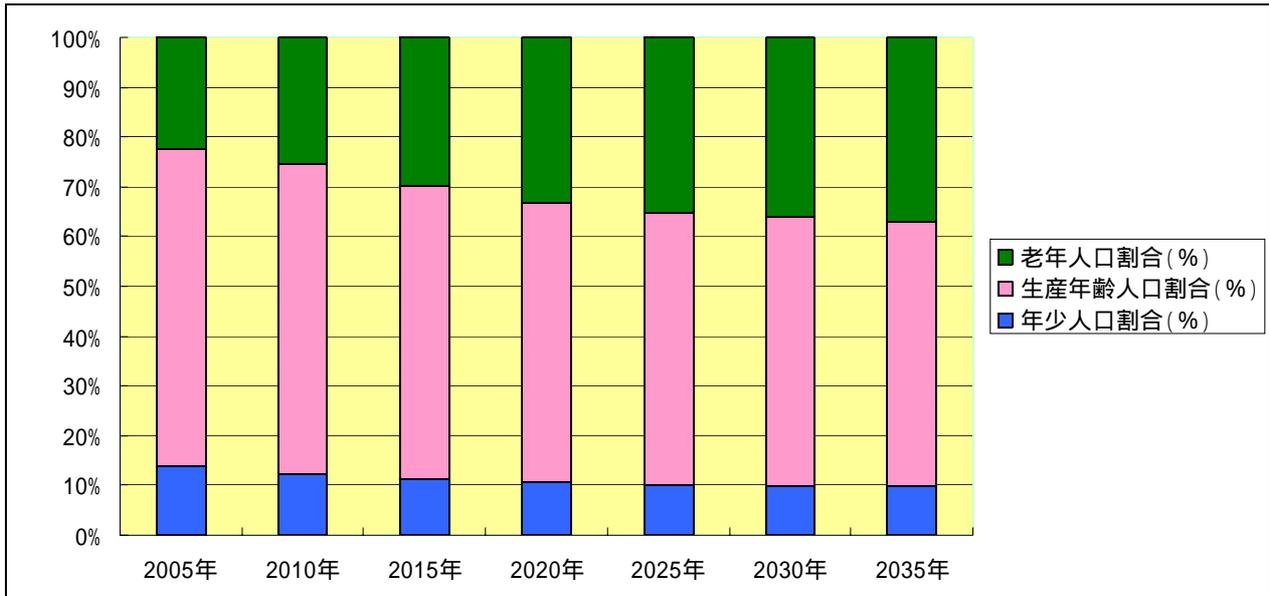
潟上市の将来推計人口

（単位：人）

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)
総数	35,814	35,515	34,811	33,797	32,542	31,103	29,535
0～4歳	1,417	1,296	1,164	1,075	1,002	933	852
5～9歳	1,621	1,486	1,331	1,195	1,103	1,028	957
10～14歳	1,888	1,661	1,516	1,358	1,218	1,124	1,047
15～19歳	1,768	1,803	1,594	1,451	1,297	1,163	1,074
20～24歳	1,753	1,571	1,646	1,452	1,317	1,177	1,059
25～29歳	2,015	1,786	1,616	1,697	1,496	1,356	1,215
30～34歳	2,179	2,054	1,808	1,637	1,717	1,515	1,374
35～39歳	2,075	2,234	2,084	1,834	1,662	1,739	1,537
40～44歳	2,199	2,097	2,252	2,098	1,847	1,674	1,749
45～49歳	2,370	2,184	2,084	2,239	2,085	1,836	1,665
50～54歳	2,930	2,344	2,161	2,065	2,220	2,066	1,820
55～59歳	3,144	2,882	2,308	2,131	2,041	2,196	2,042
60～64歳	2,421	2,132	2,855	2,294	2,126	2,044	2,202
65～69歳	2,269	2,351	3,039	2,771	2,234	2,075	2,002
70～74歳	2,137	2,116	2,202	2,858	2,610	2,113	1,968
75～79歳	1,719	1,943	1,933	2,024	2,638	2,411	1,966
80～84歳	1,078	1,442	1,635	1,646	1,737	2,288	2,098
85歳以上	831	1,134	1,584	1,973	2,193	2,365	2,908
総人口指数	100.0	99.2	97.2	94.4	90.9	86.8	82.5
年少人口割合(%)	13.8	12.5	11.5	10.7	10.2	9.9	9.7
生産年齢人口割合(%)	63.8	62.2	58.6	55.9	54.7	53.9	53.3
老年人口割合(%)	22.4	25.3	29.9	33.3	35.1	36.2	37.0

国立社会保障・人口問題研究所（平成20年12月推計）

## 人口構成割合の推移



年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、老年人口：65歳以上

## (2) 少子化の進行

我が国における最近の出生率は、急激に低下している。平成元年の合計特殊出生率が、人口を維持するのに必要といわれている2.08を大きく下回る1.57となったとき、「1.57チャイルドショック」として社会問題となったが、その後も依然として低下傾向は続いている。この低下傾向については、未婚率の上昇、晩婚化、女性の育児や仕事との両立に対する負担感、子育てにお金がかかるなどの理由が挙げられている。

## 合計特殊出生率

(単位：人)

	S50	S55	S60	H2 (S58 ~S62)	H7 (S63 ~H4)	H12 (H5 ~H9)	H17 (H10 ~H14)	H19 (H15~ H19)
全 国	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.34
秋 田 県	1.86	1.79	1.69	1.57	1.56	1.45	1.34	1.31
潟 上 市				-	-	-	-	1.27
(旧天王町)				(1.58)	(1.51)	(1.49)	(1.34)	-
(旧昭和町)				(1.59)	(1.57)	(1.44)	(1.25)	-
(旧飯田川町)				(1.59)	(1.40)	(1.45)	(1.36)	-

厚生労働省人口動態・保健統計課「人口動態調査、人口動態保健所・市区町村別統計」

合計特殊出生率は、全国、秋田県とも低下傾向にある。秋田県は、平成2年より全国よりも若干高い数値で推移してきたが、平成19年では全国を下回った。潟上市については、全国の数値を上回って推移していたが、低下が進み、平成19年では全国及び秋田県よりも低い数値となっている。

### 合計特殊出生率とは？

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生む子どもの数を示す。この数値によって将来の人口の自然増減を推測することができる。この値が2.08を下回ると、総人口を維持できなくなるとされている。

〔ベイズ推定値〕市町村の指標では、出生数の件数が少ないため観測値が不安定という統計上の問題があるため、対象市町村と同質と考えられる周辺地域(二次医療圏)のデータを組み合わせたベイズモデルにより補正したデータを使用(前頁の表では潟上市、旧天王町、旧昭和町、旧飯田川町の数値がベイズ推定値による。)

### 出生数

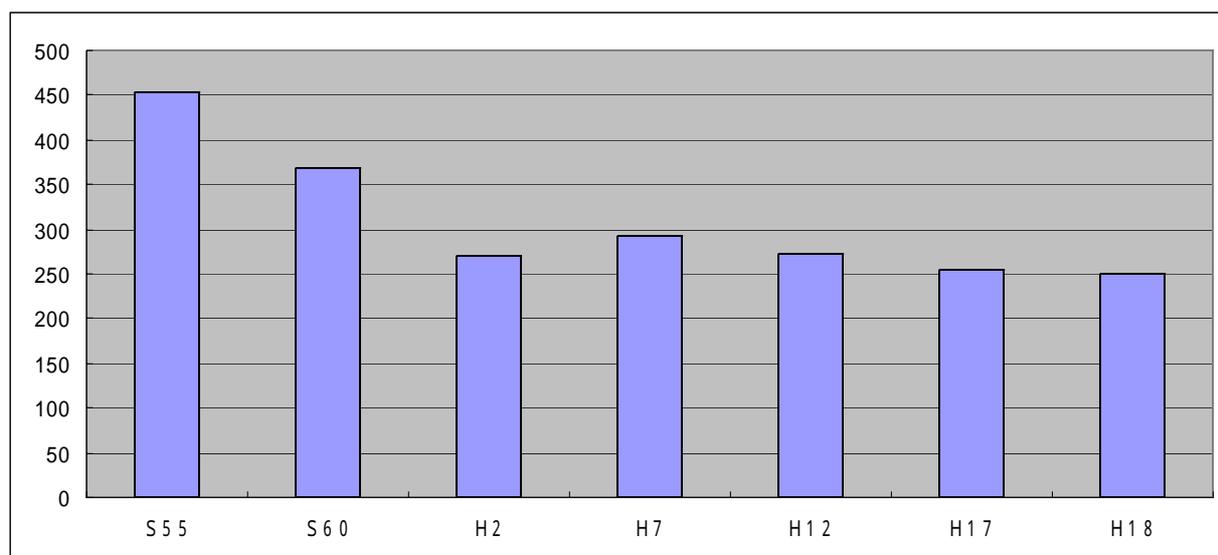
(単位：人)

	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 1 8
全 国	1,431,577	1,221,585	1,187,064	1,190,547	1,062,530	1,092,674
秋田県	13,663	10,992	9,995	9,007	7,697	7,726
潟上市	(368)	(271)	(292)	(272)	255	251
(旧天王町)	216	138	190	180	-	-
(旧昭和町)	91	87	72	53	-	-
(旧飯田川町)	61	46	30	39	-	-

秋田県衛生統計年鑑

### 潟上市の出生数の推移

(単位：人)



出生数は、全国及び秋田県とも総じて減少傾向にある。潟上市については、平成7年に旧天王町が一時的に増加したが、その後はなだらかな減少傾向となっている。

## 0～5歳人口

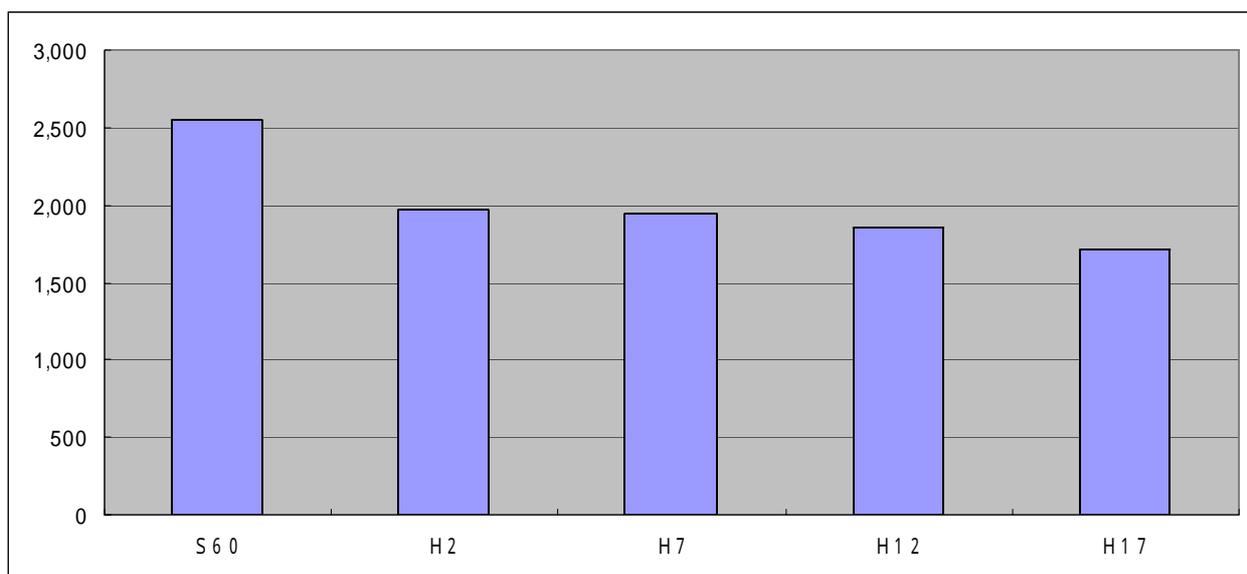
(単位：人)

	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7
全 国	9,055,886	7,931,258	7,226,506	7,108,231	6,761,064
秋 田 県	90,850	74,399	64,367	57,499	50,088
潟 上 市	(2,548)	(1,975)	(1,941)	(1,856)	1,717
(旧天王町)	1,532	1,160	1,230	1,235	-
(旧昭和町)	638	516	501	379	-
(旧飯田川町)	378	299	210	242	-

国勢調査

### 潟上市の0～5歳人口の推移

(単位：人)



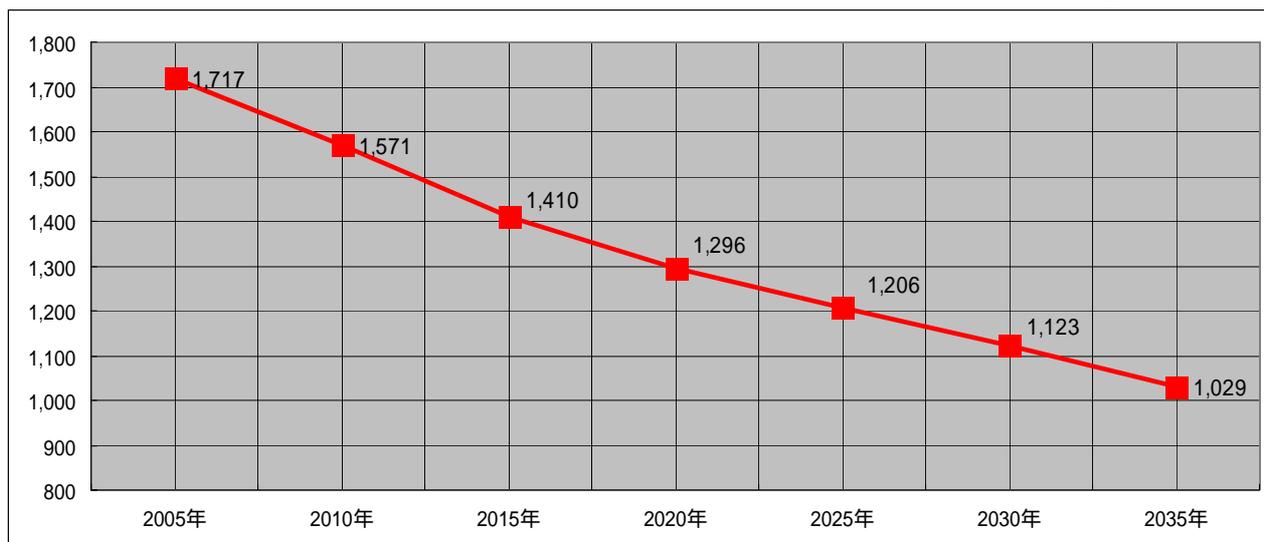
0～5歳人口は、全国及び秋田県とも減少傾向にある。潟上市についても同様の傾向を示しており、平成17年は、昭和60年の2,548人からおおよそ3割減少し、1,717人となっている。

### 今後の幼児数などの見込み

(1)において推計した将来人口を参考に、0～5歳児数(未就学児)を算出してみると、次の表のようになる。

## 0～5歳児の将来推計人口

(単位：人)



国立社会保障・人口問題研究所 (平成20年12月推計)

2005年(平成17年)の0～5歳児の人口は、1,717人(国勢調査)であるが、5年後の2010年(平成22年)には1,571人の146人減、10年後の2015年には1,410人の307人減となっており、その後も減少傾向が続くものと推計される。

### (3) 核家族化の進行

古くから子育ての基本単位は家庭であったが、近年ライフスタイルの多様化により核家族化が進行し、子育てにかかわる親族の減少、子育ての知恵が伝承されない、母親が孤立するなどの問題が発生している。

今後は、子育て世帯の核家族化が常態化すると予想され、家庭における子育て機能の低下が懸念されることである。

### 核家族世帯数

(単位：世帯)

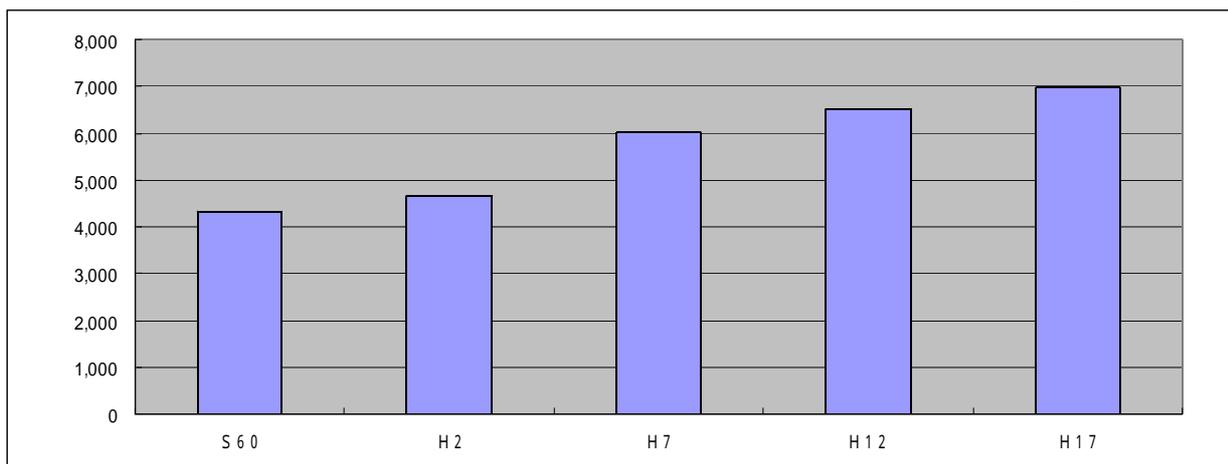
	S60	H2	H7	H12	H17
全 国	22,806,783	24,218,079	25,759,709	27,332,035	28,393,707
秋 田 県	153,534	154,449	160,445	196,079	200,872
潟 上 市	(4,322)	(4,654)	(6,002)	(6,528)	6,963
(旧天王町)	2,735	3,446	4,022	4,474	-
(旧昭和町)	1,001	1,208	1,286	1,335	-
(旧飯田川町)	586	677	694	719	-

国勢調査

核家族世帯数は、全国、秋田県及び潟上市とも増加傾向にある。平成17年の潟上市は、6,963世帯となっている。

## 潟上市の核家族世帯数の推移

(単位：世帯)

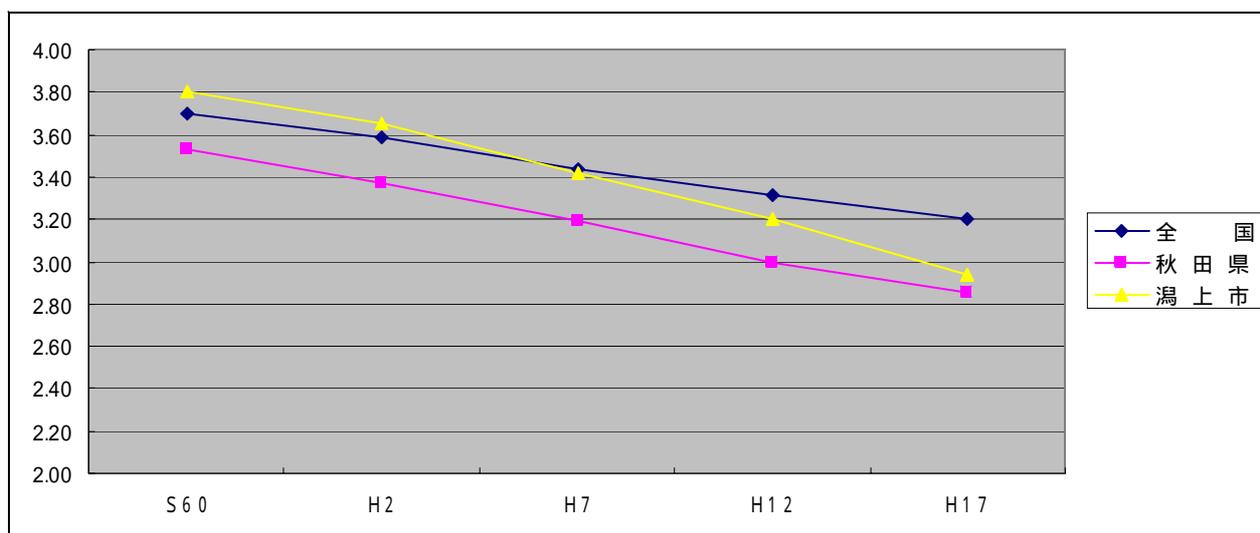


## 1世帯あたりの親族数

(単位：人)

	S60	H2	H7	H12	H17
全 国	3.70	3.59	3.44	3.31	3.20
秋 田 県	3.53	3.37	3.19	3.00	2.85
潟 上 市	(3.80)	(3.65)	(3.42)	(3.20)	2.94
(旧天王町)	3.57	3.41	3.20	3.01	-
(旧昭和町)	3.97	3.74	3.56	3.32	-
(旧飯田川町)	3.87	3.79	3.49	3.26	-

国勢調査



1世帯当たりの親族数は、全国、秋田県及び潟上市とも減少傾向にある。潟上市は、全国及び秋田県よりも高い数値で減少傾向にあったが、平成7年で全国の数値に逆転されている。

#### (4) 女性の社会進出

国勢調査の調査項目の「労働力の状態」によると、我が国の女性の労働力人口（15歳以上人口のうちの就業者。完全失業者を除く）は、年々増加している。潟上市においても、昭和60年の6,752人から平成12年の7,422人と増加しており、女性の社会進出が進んでいる。

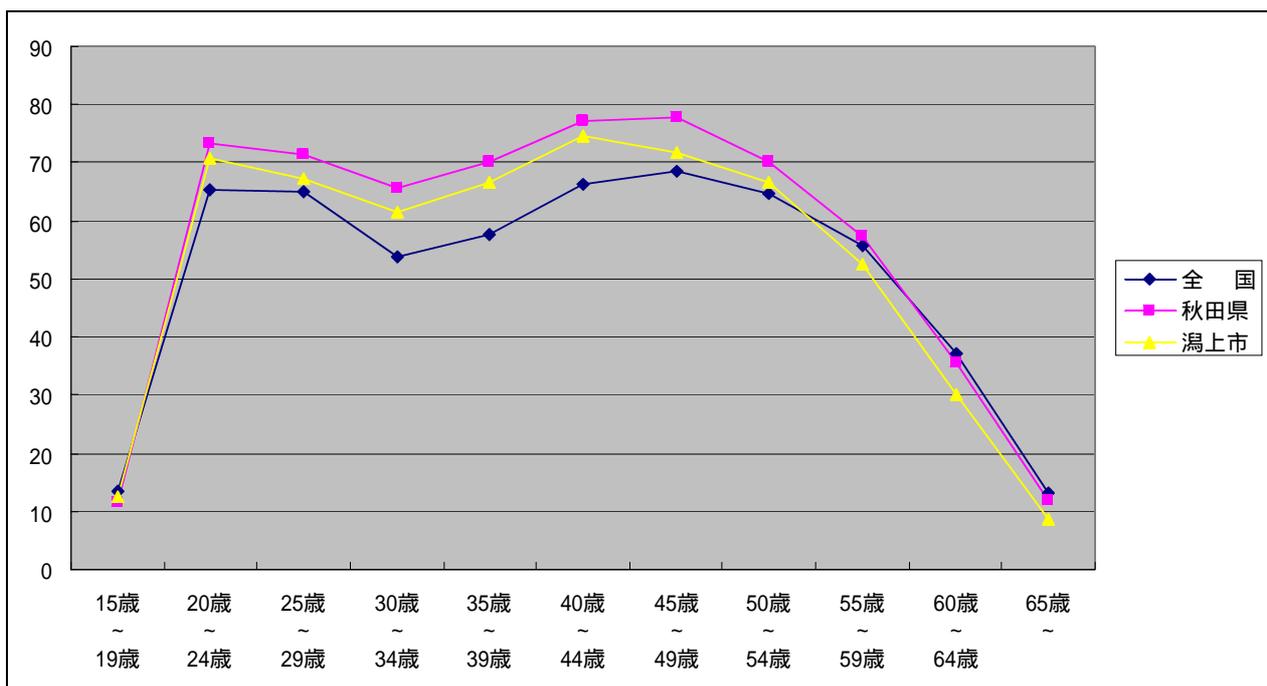
潟上市の女性の労働力率（15歳以上の人口に占める労働力人口の割合）をみると、全国と比べて女性の社会進出の水準が高く、これに対応した出産、子育て支援施策を検討していく必要がある。

女性の労働力率（年齢別）

（単位：％）

	全体	15歳 ～ 19歳	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 ～ 64歳	65歳 ～
全国	45.4	13.6	65.2	65.1	53.7	57.7	66.3	68.5	64.6	55.6	37.2	13.1
秋田県	46.2	11.4	73.4	71.5	65.6	70.0	77.1	77.8	70.3	57.2	35.4	11.8
潟上市	45.6	12.6	70.9	67.4	61.5	66.5	74.5	71.8	66.6	52.6	30.2	8.8

平成12年国勢調査



年齢別の労働力率をみると、全国、秋田県及び潟上市とも、学校を卒業して就職する20歳代前半でいったんピーク（潟上市：70.9%）を迎え、出産・子育てのため30歳代前半で底（潟上市：61.5%）となり、子育てが一段落する40歳代になると再びピークを迎えるM字型となっており、この10%程度の女性がいったん仕事から離れている。また、秋田県よりは数値は若干低いものの、全国の数値に比べ、潟上市の労働力率は高い水準となっており、保育に対するニーズは高い地域であると考えられる。

### 3. 幼稚園と保育所をめぐる動向

昭和50年代の半ばあたりまでは、財政的な右肩上がりの時代の中で、幼稚園・保育所とも園児・入所児童の増加が続き、双方の制度に部分的な矛盾を抱えながらも量的な対応に追われ、それぞれ普及充実が図られてきた。

しかし、社会経済状況の変化や出生率の低下とともに、子どもを取り巻く環境やライフスタイルは大きく変わり、さらに地方分権と規制緩和の大きな波も加わり、幼稚園と保育所をめぐる新たな変化が現れてきた。

#### (1) 幼稚園をめぐる動向

平成3年3月、当時の文部省の幼稚園教育の振興に関する調査研究協力者会議は3歳児の就園率の高まりや子どもを取り巻く環境の変化、平成元年に25年ぶりに「幼稚園教育要領」が改正されたことなどから、3年保育の普及や幼稚園に地域における幼児教育センター的役割を求めることを盛り込んだ「幼稚園教育の振興について」と題する報告をまとめた。これを受け当時の文部省は、文部大臣裁定により(第3次)「幼稚園教育振興計画要項」を策定した。

平成9年1月には、当時の文部省において、教育改革の具体的課題やスケジュールをとりまとめた「教育改革プログラム」が策定され、国民のニーズに的確に応えるための幼稚園と保育所のあり方について、当時の厚生省と共同で検討に着手することなどが盛り込まれた。このプログラムはその後もたびたび改定され、幼稚園と保育所の弾力的な運営を目指した施設の共用化について検討を行うことなども盛り込まれていった。

平成10年には、再び「幼稚園教育要領」が改正され、幼稚園における子育て相談や親子カウンセリングなどを想定した子育て支援機能、既に前年からスタートしていた保育ニーズの拡大に対応するための預かり保育が盛り込まれたことにより、幼稚園が保育所的な機能を持ち始めることとなった。

平成13年3月には、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園と小学校の連携の推進、幼稚園と保育所の連携の推進という4つの柱を中心とした「幼児教育振興プログラム」が策定された。このプログラムにおいても、幼稚園が保育所的な役割を積極的に推進することとしている。

#### (2) 保育所をめぐる動向

平成元年の1.57チャイルドショックを一つの契機に、政府では、少子化問題に対する取組が始まり、平成2年8月の「健やかに子どもを生ま育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の発足後、さまざまな検討組織において検討が重ねられ、平成6年12月に当時の文部・厚生・労働・建設大臣の合意により、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」いわゆるエンゼルプランが策定された。さらに、保育対

策分野で具体化していくために、当時の大蔵・厚生・自治大臣の合意により、「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方」いわゆる緊急保育対策等5カ年事業が策定された。

平成9年には、50年ぶりに児童福祉法が改正され、保護者が希望する保育所を選んで利用する選択利用制度に変わり、保育料の負担方式についても、従来の応能負担方式から年齢等に応じた保育費用を基に支払う方式に改められた。さらに、保育所を利用している家庭だけでなく、地域社会の子育て支援を行うことなどが新たに盛り込まれた。

平成11年12月には、少子化対策推進関係閣僚会議がまとめた少子化対策推進基本方針を受けて、当時の大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」いわゆる新エンゼルプランが策定され、エンゼルプランと同様に子育て支援を充実する内容が盛り込まれた。

平成12年3月には、保育所制度において、画期的な見直しとなる認可保育所に関する一連の規制緩和措置が取られることとなった。当時の厚生省は、保育所の設置主体制限の撤廃、施設自己所有規制の見直し、定員要件の緩和の3つを柱とする規制緩和策を打ち出し、株式会社や幼稚園、NPO、個人などにおいても認可保育所の設置運営が可能となった。特に、幼稚園を運営する学校法人が保育所も運営できることとなり、幼稚園と保育所の垣根はいっそう低くなった。

平成13年11月には、児童福祉法が再び改正され、公設民営化や国庫補助、起債などについての促進策が盛り込まれた。この改正により、実質的に公立保育所についても民営化を促進していくという方向性が確認されることとなった。

### (3) 幼保にまたがる動向

地方分権推進委員会が平成8年12月に公表した第1次勧告の中で、幼稚園と保育所について施設の共用化など弾力的な運用を確立するよう提言したことを受けて、当時の文部・厚生両省は話し合いを重ね、平成10年3月に「幼稚園と保育所の共用化等に関する指針」を共同で通知した。この指針では、保育上支障のないかぎり、施設及び設備について相互に利用することができることを明記し、弾力的な運営が可能であることを明らかにした。

その後も各分野での協議や検討が進められ、政府は平成15年6月27日に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において、地域のニーズに応じ、就学前の教育と保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置を可能とすることができるよう平成18年度までに検討するとした。

平成18年6月、幼稚園と保育所の双方の機能を併せ持つ総合施設「認定こども園」を整備するための「就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律案」、いわゆる幼保一元化法案が第164回通常国会において成立し、10月1日から施行となった。これにより、従来から文部科学省と厚生労働省の間で検討が重ねられてきた幼保一元化が、「認定こども園」という制度の下、具体的に進められることとなり、いっそう拍車がかかることとなった。

## 4 . 行政状況

### ( 1 ) 幼保に関連する計画

潟上市建設計画では、「生き生き36000の夢づくり～一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」を市の将来像として掲げ、福祉分野では子育て支援の充実を、教育分野では学校・幼児教育の充実を図ることとしている。そして、これらを早期に実現し、重点的に推進するため、「活力のある元気なまちづくりプロジェクト」として位置づけ、そのなかにおいては、子育て支援システムの構築と併せ幼保一体施設の建設を検討していくこととしている。

平成18年6月に策定した「潟上市総合発展計画」では、“市民による市民のためのまちづくり”を基本理念とし、子育て支援及び幼児教育の推進施策においては、保育・教育環境の整備と幼保一体的運営の推進及び施設整備を検討していくとしている。

### ( 2 ) 財政状況

政府は「官から民へ」「中央から地方へ」の理念の下、地方自治体の行政能力向上や基盤強化のため、地方分権や三位一体改革を重要課題として推進しているが、地方財政は、歳入の根幹となる税収の停滞も加わり、多額の公債費残高を抱えている状況である。平成19年度の当初予算編成時における国及び地方の長期債務残高は、平成18年度末で約761兆円（国民1人当たり約599万円）となっている。

潟上市については、歳入面において市税収入が伸び悩むなど減少する一方、歳出面では少子高齢化の影響などによる扶助費の増大、景気浮揚策等に伴う公債費が増大しており、投資的経費（普通建設事業）を抑制せざるを得ない状況となっている。今後、国庫補助負担金や地方交付税は縮減するとみられ、財政運営はより厳しい状況となることが予想されることから、これまで以上に効率的で健全な財政運営と柔軟でスリムな行政運営が求められている。

## 国・地方の長期債務残高、地方交付税交付額の推移

	H15	H16	H17	H18	H19
債務残高合計（兆円）	約 692	約 733	約 770	約 761	約 767
うち国	約 525	約 564	約 590	約 594	約 602
うち地方	約 198	約 201	約 201	約 200	約 199
普通交付税等（兆円）	22.9	22.0	19.2	17.9	16.9
うち普通交付税	17.0	15.9	15.9	15.0	14.3
うち臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6
潟上市の普通交付税等(億円)	57.2	54.6	59.4	57.7	58.3
うち普通交付税	46.2	47.1	53.6	52.4	53.5
うち臨時財政対策債	11.0	7.5	5.8	5.3	4.8

H15～H17については、旧町の数値を合算

H17の増は市になったことによる(福祉事務所設置)

### (3) 行政改革（行政改革の視点からみた幼保一体化の意義）

厳しい財政事情の中で、持続的かつ安定的に行政運営を進めていくためには、さらなる行財政改革が必要であり、潟上市においては、平成17年3月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度に今後の行政改革の指針として「行政改革大綱」「実施計画（集中改革プラン）」を策定したところである。今後は、最小の経費で最大の効果を発揮するという自治体経営の理念のもと、行政改革大綱を具体的な事業運営の中で推進していくことが求められており、主要施策である子育て支援についても、厳しい財政事情の中で最大の効果を達成できるような事業手法を進めていく必要がある。また、幼保一体化についても、行政改革大綱に示されている市民との協働によるまちづくり、財政運営の健全化、組織機構の適正化と職員的能力開発などの方針に沿って進めていくことが求められている。

## 2 潟上市の保育所及び幼稚園の現状と課題

### (1) 施設

#### 【保育所】

区分	保育所名	建設年（築年数）	定員	
認可 保育 所	公立	二田保育園	昭和44年（40年）	100人
		湖岸保育園	昭和48年（36年）	100人
		追分保育園	昭和54年（30年）	100人
		追分乳児保育園	昭和47年（37年）	60人
		昭和中央保育園	昭和51年（33年）	150人
		昭和東保育園	平成2年（19年）	60人
		昭和西保育園	昭和49年（35年）	60人

#### 【認定こども園】

施設名	建設年（築年数）	定員
若竹幼児教育センター	平成12年（9年）	保育所：100人 幼稚園：100人

#### 【幼稚園】

区分	幼稚園名	建設年（築年数）	定員	備考
公立	天王幼稚園	昭和44年（40年）	180人	
	出戸幼稚園	昭和57年（27年）	180人	
私立	東湖幼稚園	昭和30年（54年）	240人	H21年度で新規入園募集を終了
	追分幼稚園	平成8年（13年）	240人	

(2) 入所児童数、職員数 - 平成20年4月1日現在 -

【保 育 所】

(単位：人)

保育所名	年 齢 区 分 ( 歳 児 )							職 員 数		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	臨 時	パ ー ト
二田保育園	8	19	15	23	24	22	111	6	12	9
湖岸保育園	8	11	15	24	29	20	107	5	12	10
追分保育園	0	0	0	31	28	50	109	6	5	4
追分乳児保育園	5	27	28	0	0	0	60	5	11	8
昭和中央保育園	8	12	11	32	27	30	120	8	10	7
昭和東保育園	0	1	2	7	7	3	20	3	1	3
昭和西保育園	0	1	11	15	16	17	60	3	6	4

【認定こども園】

施設名		年 齢 区 分 ( 歳 児 )							職 員 数		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	臨 時	パ ー ト
若竹幼児教育センター	保	8	12	16	26	14	19	95	5	15	3
	幼	0	0	0	15	18	14	47	3	0	0

【幼 稚 園】

区分	幼稚園名	年 齢 区 分 ( 歳 児 )				職 員 数		
		3歳	4歳	5歳	計	正職員	臨 時	パ ー ト
公 立	天王幼稚園	35	44	42	121	5	4	0
	出戸幼稚園	26	39	26	91	5	2	3
私 立	東湖幼稚園	3	35	29	67	6	1	0
	追分幼稚園	42	59	49	150	21	0	5

### ( 3 ) 園児数の推移

( 単位 : 人、% )

	H15		H16		H17		H18		H19		H20	
二田保育園	96	106.7	96	106.7	104	115.6	105	116.7	104	115.6	111	111.0
湖岸保育園	70	87.5	92	115.0	92	115.0	97	107.8	100	111.1	107	107.0
追分保育園	90	90.0	87	87.0	100	100.0	107	107.0	113	113.0	109	109.0
追分乳児保育園	50	83.3	55	91.7	54	90.0	63	105.0	67	111.7	60	100.0
昭和中央保育園	141	94.0	161	107.3	155	103.3	139	92.7	126	84.0	120	80.0
昭和東保育園	35	58.3	29	48.3	23	38.3	19	31.7	23	38.3	20	33.3
昭和西保育園	49	81.7	44	73.3	42	70.0	51	85.0	53	88.3	60	100.0
飯田川保育園 *	83	83.0	94	94.0	93	93.0	91	91.0	91	91.0	95	95.0
保育所計	614	85.6	658	90.4	663	90.7	672	92.1	677	94.1	682	91.9
天王幼稚園	124	68.9	126	70.0	127	70.6	128	71.1	127	70.6	121	67.2
出戸幼稚園	106	58.9	109	60.6	110	61.1	94	52.2	101	56.1	91	50.6
若竹幼稚園 *	59	59.0	56	56.0	56	56.0	51	51.0	47	47.0	47	47.0
幼稚園計	289	62.3	291	62.2	293	62.6	273	58.1	275	57.9	259	54.9
合計	903		949		956		945		952		941	

各年の左側の数値は園児数、右側の数値は定員に対する充足率

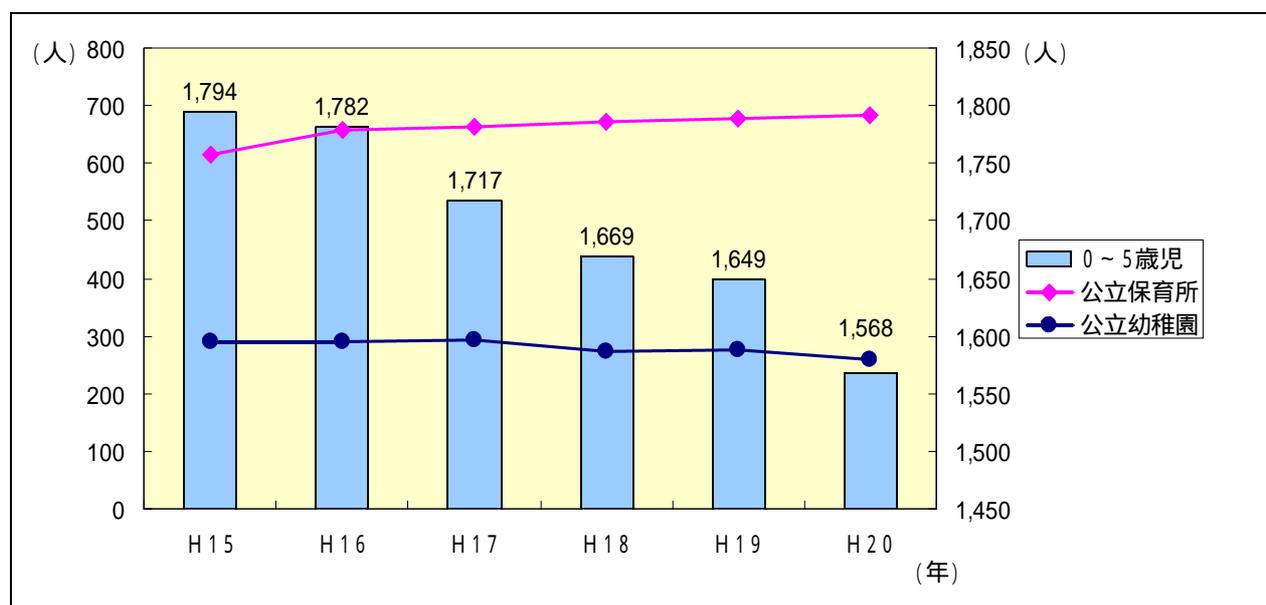
\* は若竹幼児教育センター

定員数の推移・・・二田保育園H15～H19は90人、H20は100人

湖岸保育園H15～H17は80人、H18～H19は90人、H20は100人

保育所の充足率（定員に対する割合）については、ほぼ90%で推移しており、その中でも天王地区の保育所は100%以上のところがほとんどである。幼稚園は、年々充足率が下降傾向であり、平成20年については約55%と定員を満たす幼児数が確保できない状況となっている。

#### 0～5歳児と公立保育所及び公立幼稚園利用者の推移



(4) 運営に要する経費 - 平成19年度決算 -

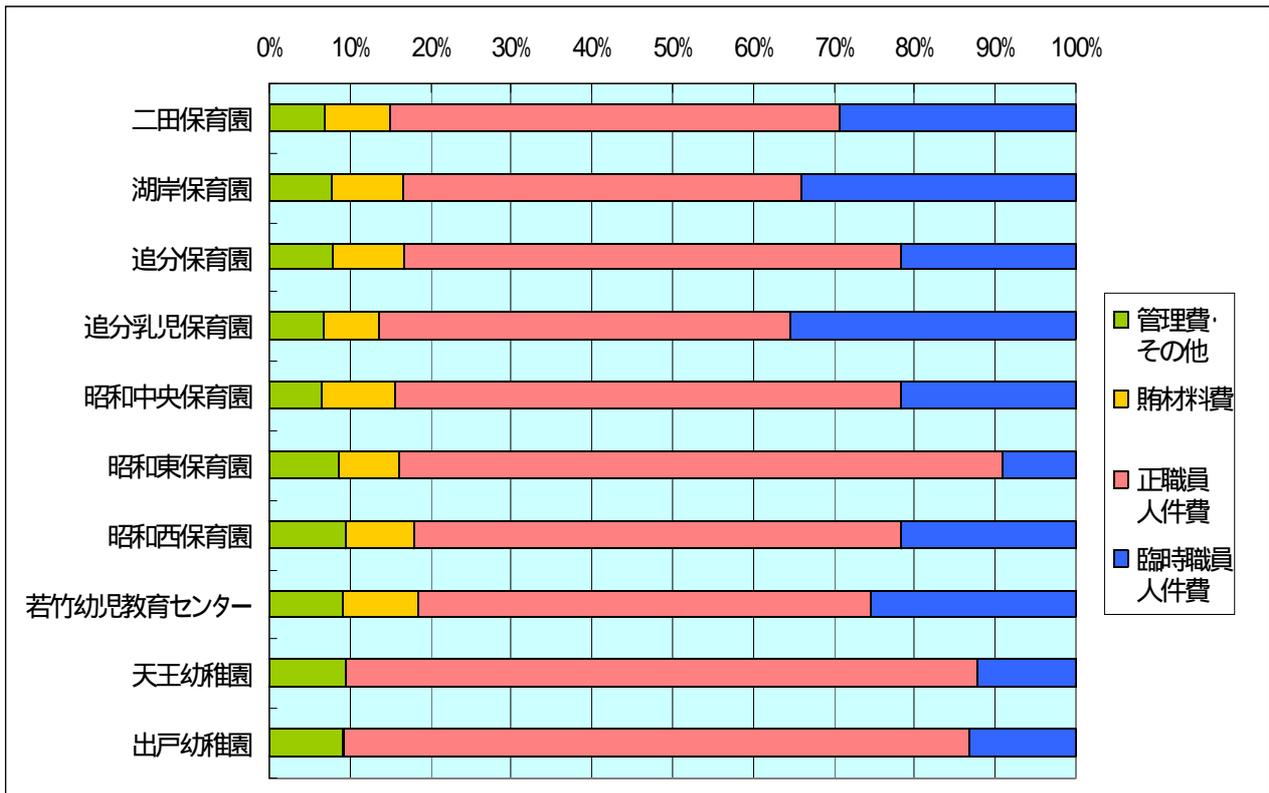
運営に関する経費について平成19年度の決算をみると、保育所は535,376千円(7園)、認定こども園は113,853千円(1園)、私立を除く幼稚園は112,028千円となっており、施設全体では761,257千円となっている。その中で、臨時職員を含む人件費は84.8%を占めている。

各施設の歳出の状況

(単位:千円)

施設名	決算額	内 訳				
		管理費・ その他	賄材料費	人 件 費		
				正職員	臨時職員	小 計
二田保育園	103,740	7,020	8,454	57,901	30,365	88,266
	100%	6.8%	8.2%	55.8%	29.3%	85.1%
湖岸保育園	92,503	7,051	8,309	45,716	31,427	77,143
	100%	7.6%	9.0%	49.4%	34.0%	83.4%
追分保育園	74,681	5,799	6,630	46,115	16,137	62,252
	100%	7.8%	8.9%	61.8%	21.6%	83.4%
追分乳児保育園	87,147	5,855	6,016	44,384	30,892	75,276
	100%	6.7%	6.9%	50.9%	35.5%	86.4%
昭和中央保育園	99,207	6,395	8,977	62,445	21,390	83,835
	100%	6.5%	9.1%	62.9%	21.6%	84.5%
昭和東保育園	31,973	2,776	2,381	23,902	2,914	26,816
	100%	8.7%	7.5%	74.8%	9.1%	83.9%
昭和西保育園	46,125	4,314	3,943	27,929	9,939	37,868
	100%	9.4%	8.6%	60.6%	21.6%	82.1%
保 育 所 計	535,376	39,210	44,710	308,392	143,064	451,456
	100%	7.3%	8.4%	57.6%	26.7%	84.3%
若竹幼児教育センター	113,853	10,398	10,648	63,852	28,955	92,807
	100%	9.1%	9.4%	56.1%	25.4%	81.5%
天王幼稚園	58,146	5,479	0	45,504	7,163	52,667
	100%	9.4%	0.0%	78.3%	12.3%	90.6%
出戸幼稚園	53,882	4,825	180	41,755	7,122	48,877
	100%	9.0%	0.3%	77.5%	13.2%	90.7%
幼 稚 園 計	112,028	10,304	180	87,259	14,285	101,544
	100%	9.2%	0.2%	77.9%	12.8%	90.6%
合 計	761,257	59,912	55,538	459,503	186,304	645,807
	100%	7.9%	7.3%	60.4%	24.5%	84.8%

各下段は、決算額に占める割合



## 各施設の歳入の状況

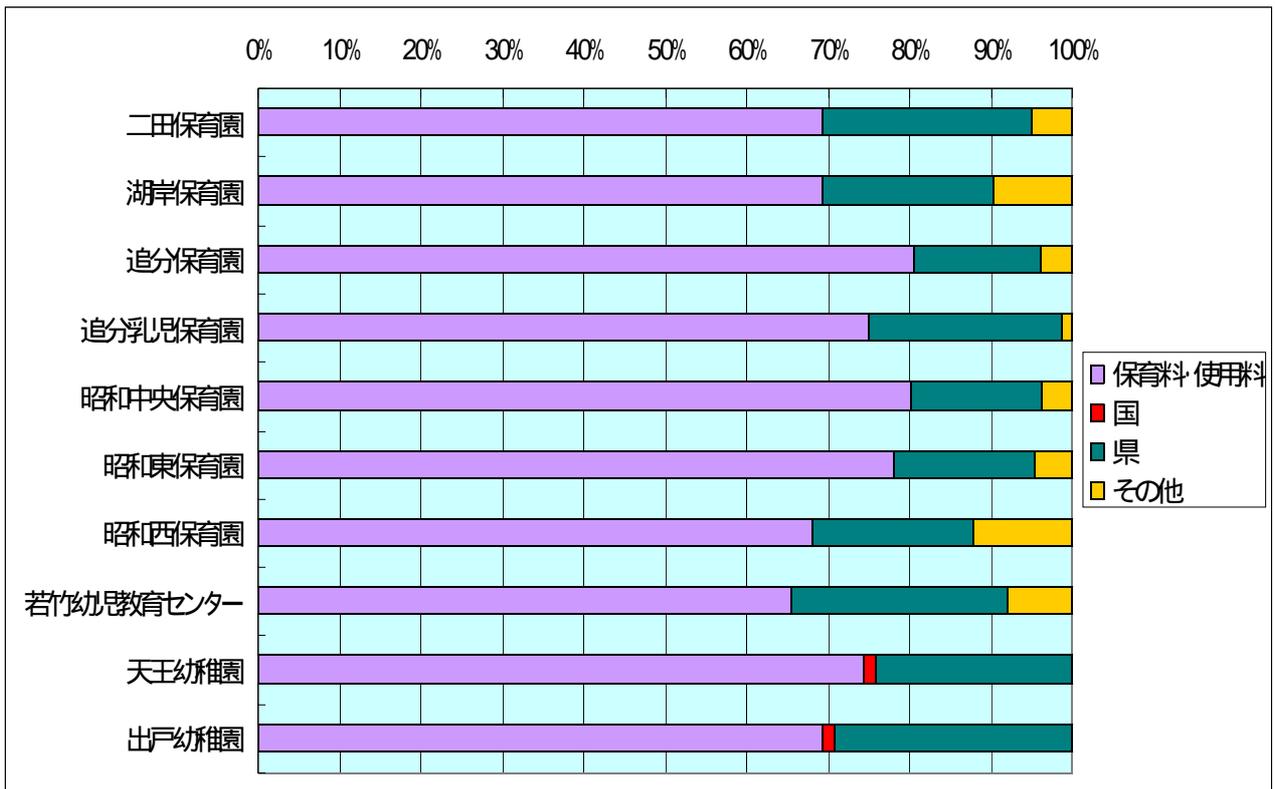
(単位:千円)

保育所名	決算額	内 訳			
		保育料・使用料	国	県	その他
二田保育園	24,193	16,782	0	6,186	1,225
	100%	69.4%	0.0%	25.6%	5.1%
湖岸保育園	21,768	15,077	0	4,572	2,119
	100%	69.3%	0.0%	21.0%	9.7%
追分保育園	27,509	22,154	0	4,269	1,086
	100%	80.5%	0.0%	15.5%	4.0%
追分乳児保育園	18,630	13,959	0	4,436	235
	100%	74.9%	0.0%	23.8%	1.3%
昭和中央保育園	30,513	24,484	0	4,874	1,155
	100%	80.2%	0.0%	16.0%	3.8%
昭和東保育園	5,673	4,428	0	978	267
	100%	78.1%	0.0%	17.2%	4.7%
昭和西保育園	11,646	7,936	0	2,290	1,420
	100%	68.1%	0.0%	19.7%	12.2%
保 育 所 計	139,932	104,820	0	27,605	7,507
	100%	74.9%	0.0%	19.7%	5.4%
若竹幼児教育センター	41,163	26,926	0	10,965	3,272
	100%	65.4%	0.0%	26.6%	8.0%
天王幼稚園	8,419	6,268	116	2,035	0
	100%	74.5%	1.4%	24.2%	0.0%
出戸幼稚園	8,077	5,599	126	2,352	0
	100%	69.3%	1.6%	29.1%	0.0%
幼 稚 園 計	16,496	11,867	242	4,387	0
	100%	71.9%	1.5%	26.6%	0.0%
合 計	197,591	143,613	242	42,957	10,779
	100%	72.7%	0.1%	21.7%	5.5%

各下段は、決算額に占める割合

保育所については三位一体改革により国・県の補助は廃止されている。表中「県」の部分は、特別保育事業やすこやか子育て支援事業等に対する補助であり、「その他」は職員の給食費等である。

幼稚園の「国」の部分は就園奨励費に対する補助で、「県」については障害児サポート事業やすこやか子育て支援事業等に対する補助である。



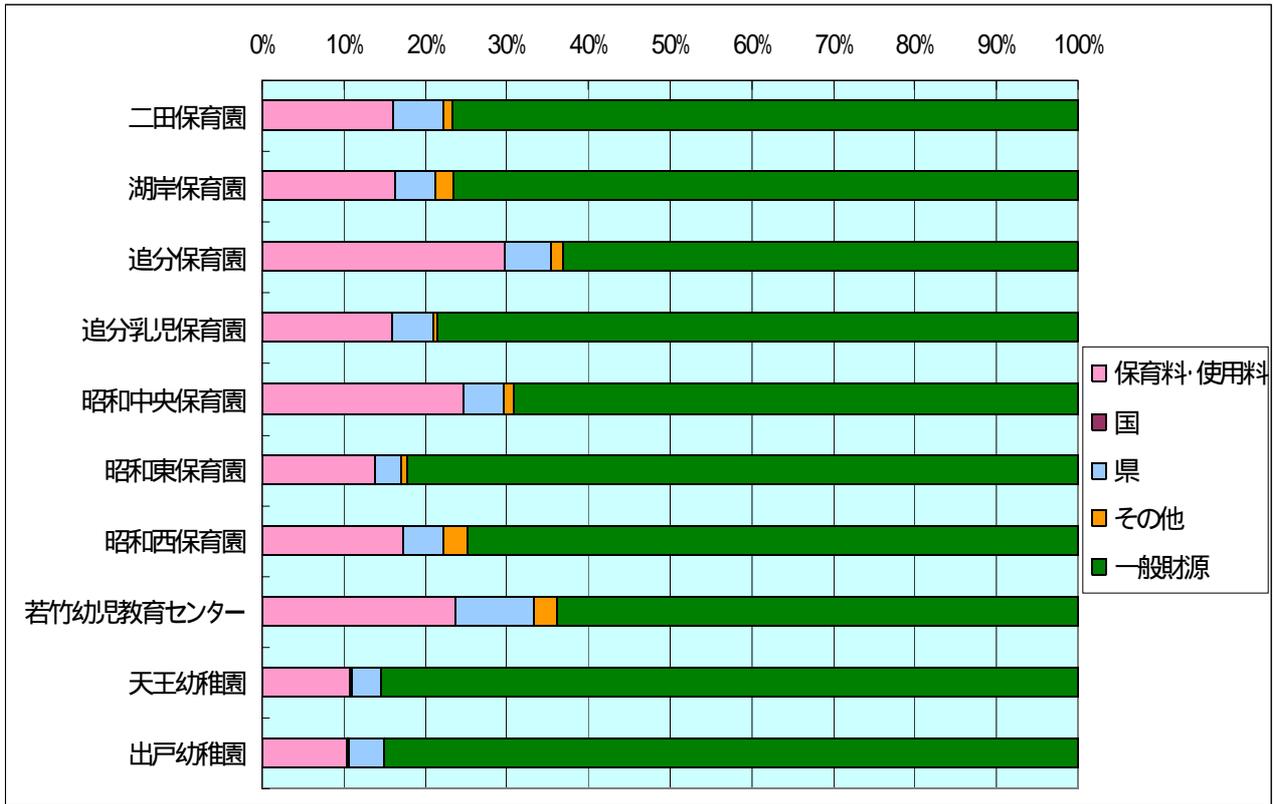
## 各施設の総括

(単位:千円)

施設名	歳出 決算額	歳入 決算額	内 訳				一般財源
			保育料・使用料	国	県	その他	
二田保育園	103,740	24,193	16,782	0	6,186	1,225	79,547
	100%	23.3%	16.2%	0.0%	6.0%	1.2%	76.7%
湖岸保育園	92,503	21,768	15,077	0	4,572	2,119	70,735
	100%	23.5%	16.3%	0.0%	4.9%	2.3%	76.5%
追分保育園	74,681	27,509	22,154	0	4,269	1,086	47,172
	100%	36.8%	29.7%	0.0%	5.7%	1.5%	63.2%
追分乳児保育園	87,147	18,630	13,959	0	4,436	235	68,517
	100%	21.4%	16.0%	0.0%	5.1%	0.3%	78.6%
昭和中央保育園	99,207	30,513	24,484	0	4,874	1,155	68,694
	100%	30.8%	24.7%	0.0%	4.9%	1.2%	69.2%
昭和東保育園	31,973	5,673	4,428	0	978	267	26,300
	100%	17.7%	13.9%	0.0%	3.1%	0.8%	82.3%
昭和西保育園	46,125	11,646	7,936	0	2,290	1,420	34,479
	100%	25.2%	17.2%	0.0%	5.0%	3.1%	74.8%
保 育 所 計	535,376	139,932	104,820	0	27,605	7,507	395,444
	100%	26.1%	19.6%	0.0%	5.2%	1.4%	73.9%
若竹幼児教育センター	113,853	41,163	26,926	0	10,965	3,272	72,690
	100%	36.2%	23.7%	0.0%	9.6%	2.9%	63.8%
天王幼稚園	58,146	8,419	6,268	116	2,035	0	49,727
	100%	14.5%	10.8%	0.2%	3.5%	0.0%	85.5%
出戸幼稚園	53,882	8,077	5,599	126	2,352	0	45,805
	100%	15.0%	10.4%	0.2%	4.4%	0.0%	85.0%
幼 稚 園 計	112,028	16,496	11,867	242	4,387	0	95,532
	100%	14.7%	10.6%	0.2%	3.9%	0.0%	85.3%
合 計	761,257	197,591	143,613	242	42,957	10,779	563,666
	100%	26.0%	18.9%	0.0%	5.6%	1.4%	74.0%

各下段は、決算額に占める割合

各施設の歳出及び歳入の状況をまとめたものである。保育所についてみると、「県」と「その他」の割合は各施設にそれほど違いはないが、「保育料・使用料」と「一般財源」の割合で差が見られる。全体的に「一般財源」が占める割合が非常に高く、最高で82.3%となっている。幼稚園については、「保育料・使用料」は10%ほどで、「一般財源」が占める割合が保育所よりも高くなっている。



## ( 5 ) 課題の整理

子どもを取り巻く社会環境の変化や保育所・幼稚園の現状から、潟上市が抱える課題として次のようなことが考えられる。

### 就園児の減少

公立幼稚園については、天王地区に2園、飯田川地区に1園（認定こども園となっている）があるが、年々就園児童数は減少傾向にあり、特に出戸幼稚園については定員に対する充足率は51%（H20.4.1現在）となっている。この状況が続くと、園児が友達や職員とのふれあいや各種活動によって育てられる人格形成と「育ち」を助長することに影響がないか危惧される。

### 施設の老朽化

潟上市の公立保育所・公立幼稚園10園のうち7園については、昭和44年から昭和54年までに建設、開園しており、既にどの園舎においても30年以上が経過していることから老朽化が進んでいる。

### 職員の適正配置

保育所職員の配置状況については、平成19年度において、保育に携わる正職員54名に対し、臨時職員は129名となっており、実に全体の70%の割合となっている。そのため、臨時職員がクラス担任にならざるを得ない状況下であり、子どもを預ける保護者の安心を確保するとともに、様々な利用者ニーズに対応可能な職員の適正配置が必要である。

### 利用者のニーズに応えるための課題

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、利用者の多様なニーズに対応するためには、幼稚園と保育所という枠組みを越えた取組が必要となってきた。また、教育内容や保育内容の充実を図るためには、効率的で柔軟な民間保育資源の活用が重要となっている。これからの幼児教育及び保育、並びに子育て支援の更なる充実にあたっては、これらを総合的に一体的に補うことができる環境が求められている。

### 3 幼保一体化施設の整備

#### (1) 背景と目的

就学前の乳幼児の養育（保育・教育）を行う幼稚園と保育所は、制度上厳格に区分され、家庭で保育できる場合は幼稚園、保護者の働いている家庭の子どもは保育所といった形で運営されてきた。このように幼稚園や保育所は、保護者の就労形態等によって利用先が決められているが、地域によっては機能の差がほとんどなくなり、均質化している。

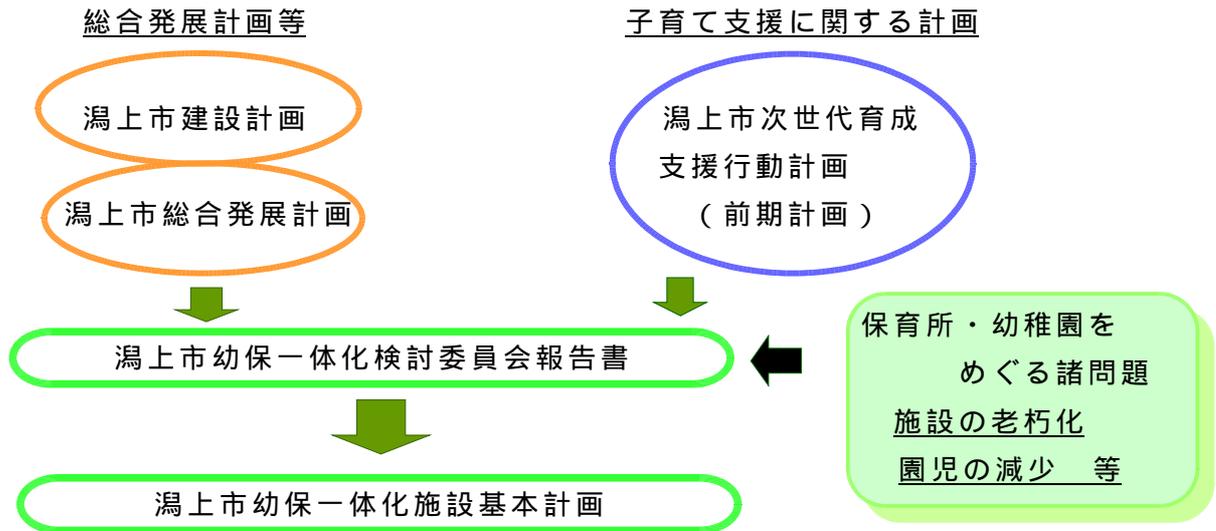
このようななか、国、地方自治体、事業者においては、子どもを社会全体で育てるという考え方に発想を転換し、すべての子どもに年齢や保護者の就労形態に区分されることなく、保育や教育を受ける機会を提供し、子どもと保護者の双方の視点に立って多様性や選択の機会を保障する観点から、現行制度を維持・拡充しつつも、新たな仕組みとして幼稚園と保育所の一体化（幼保一体化）を推進する取組が進められている。

潟上市では、市の将来ビジョンである潟上市総合発展計画において、幼保一体的運営の推進や施設の整備、保育サービス及び教育内容の充実を図ることを明記している。また、潟上市次世代育成支援行動計画（前期計画）においては、保護者が仕事と子育てを両立できる保育環境を整えるため、多様な保育サービスの提供と教育環境の整備を図ることとしている。

また、施設の老朽化や園児の減少、子育てに関するニーズの多様化など、幼稚園・保育所を取り巻く諸問題を解消し、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境改善を進めるため、施設の統廃合が課題となっている。その中において、平成 18 年に組織された潟上市幼保一体化検討委員会において、今後の幼児教育と保育のあり方についての報告書がまとめられた。

本計画は、これらの報告書等や状況を踏まえ、就学前の子どもに対する教育及び保育、保護者に対する子育て支援の充実を目的として、幼保一体化の施策を検討し、「幼保一体化施設」の整備の方向性を示すものである。

## 本計画の位置づけ



## (2) 法制度及び上位関連計画

### 幼稚園、保育所、認定こども園にかかわる法制度

幼稚園については、学校教育法に基づく施設として文部科学省が所管し、保育所については、児童福祉法に基づく施設として厚生労働省が所管している。このように幼稚園と保育所は、制度上は明確に区分され、これまで異なる目的や役割を持って運営されてきた。

しかし、近年においては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が相互に連動しながら改正やその運用が行われており、幼稚園については、預かり保育の実施を要請するなど、より子育て支援機能を強化して保育所機能に類似したサービスが付加され、保育所については、生きる力の基礎を育てる幼児教育の要素が多く盛り込まれてきている。

そのようななか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が、平成18年10月に施行され、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設を「認定こども園」として認定する仕組みがスタートした。この認定こども園の認定については、都道府県知事はその基準を条例で定め行うこととしており、秋田県においては、同年同月に「秋田県認定こども園の認定の基準に関する条例」が制定されている。

表 幼稚園・保育所と認定こども園との比較

	幼稚園	保育所	認定こども園
所管省庁	文部科学省	厚生労働省	文部科学省・厚生労働省
根拠法令	学校教育法 (学校教育法第1条)	児童福祉法 (児童福祉法第7条)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施設設置認可	公立(認可):市 私立(認可):市	公立(届出):県 私立(認可):市	認定:県 ※認定基準県条例あり
目的	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること(学校教育法第22条)	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること(児童福祉法第39条)	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供
対象児	満3歳~就学前の幼児 (親の就労の有無は問わない。学校教育法第26条)	0歳~就学前の保育に欠ける児童(親が共働きなどで育てられない)(児童福祉法第39条)	0歳~就学前のすべての子 (親の就労の有無は問わない)
設置者	公立:地方公共団体 私立:学校法人 (学校教育法第2条・附則第6条)	公立:地方公共団体 私立:学校法人、社会福祉法人、その他企業、NPO等 (児童福祉法第39条) ※保育所設置及び公立保育所の運営委託先に係る主体制限の厳格	既存の制度と同じ
設置基準	幼稚園設置基準 (学校教育法第3条)	児童福祉施設最低基準 (児童福祉法第45条)	文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準
保育料	所得にかかわらず均一	応能負担方式 ※所得に準ずる。	利用時間を踏まえ、保育料を設定、徴収
教育・保育時間	4時間を標準 ※預かり保育を実施	8時間を原則 ※延長保育を実施、11時間以上開所	4時間利用にも8時間利用にも対応可
教育・保育内容	幼稚園教育要領 (平成10年12月文部省告示)	保育所保育指針 (平成11年10月児童家庭局長通知)	幼稚園教育要領及び保育所保育指針 ※認定こども園の固有の事情に配慮が必要
資格	幼稚園教諭免許状(教育職員免許法)	保育士資格証明書(児童福祉法)	0~2歳児は保育士資格、3~5歳児は幼稚園教員免許または保育士資格のいずれかが必要 ただし、学級担任は幼稚園教員免許が必要。長時間利用児の保育従事者は保育士資格が必要
年間保育日数	39週以上(春夏冬休みあり)	規定なし 約300日(月~土)	保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。
1学級当たりの幼児数及び1教員・保育士当たりの乳幼児数	1学級当たり:設置基準35人	1学級当たり:学級編制基準なし 1保育士当たり乳幼児数: 乳児概ね3人 1歳~3歳未満児概ね6人 3歳~4歳未満児 概ね20人 4歳以上児 概ね30人 ※乳幼児数による面積要件あり	0~2歳児:保育所基準と同様 3~5歳児:概ね子ども20~35人に1人
運営費	公立:交付税措置 私立:私学助成	公立:交付税措置 私立:保育所運営費負担金(国1/2、県1/4、市町村1/4)	既存制度と同じ。 ただし、幼稚園部分にあっては社会福祉法人による設立も助成対象とし、保育所部分にあっては助成対象を拡大(私立の幼保連携施設に限る。)

出典:各種法制度より作成

## ②認定こども園の類型（タイプ）

認定こども園制度には、地域の実情に応じて大きく4つの施設類型があり、認可幼稚園と認可保育所が連携する「①幼保連携型」、認可幼稚園に保育機能を付加した「②幼稚園型」、認可保育所に幼稚園機能を付加した「③保育所型」、幼稚園、保育所いずれの認可も有しない施設がこども園の機能を果たす「④地方裁量型」が認められています。

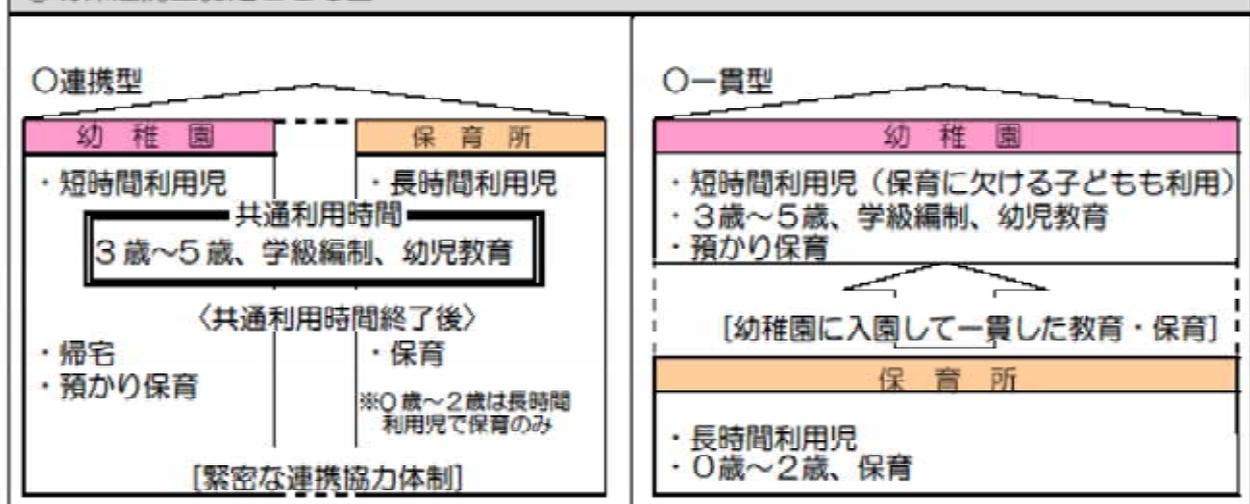
また、運営の類型として、幼稚園と保育所が共通利用時間を設ける「合同活動型」（連携型）と年齢により幼稚園と保育所の利用児を区分する「年齢区分型」（一貫型）があります。

### ◎施設類型における用語の定義

- ・「短時間利用児」とは、保育に欠けない子（おおむね4時間の利用）
- ・「長時間利用児」とは、保育に欠ける子（おおむね8時間の利用）
- ・「共通利用時間」とは、短時間と長時間利用児が共通する利用時間（おおむね4時間の利用）
- ・「保育に欠ける」状況とは、児童福祉法施行令において、
  - ①昼間労働することを常態としていること。
  - ②妊娠中であるか又は、出産後間がないこと。
  - ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神的若しくは身体に障がい有していること。
  - ④同居の親族を常時介護していること。
  - ⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
  - ⑥前各号に類する状態であること。
 のいずれかに該当し、かつ同居の親族などがその子どもの保育ができない場合であると規定されている。

## 認定こども園の類型

### ①幼保連携型認定こども園

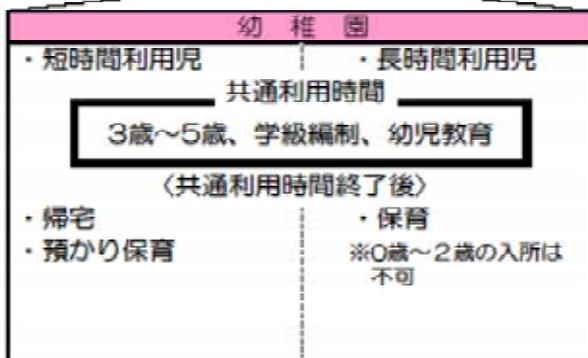


概要：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

特徴：幼稚園と保育所が連携して、3歳以上の子どもが合同活動、異年齢交流を行うことができる。

②幼稚園型認定こども園

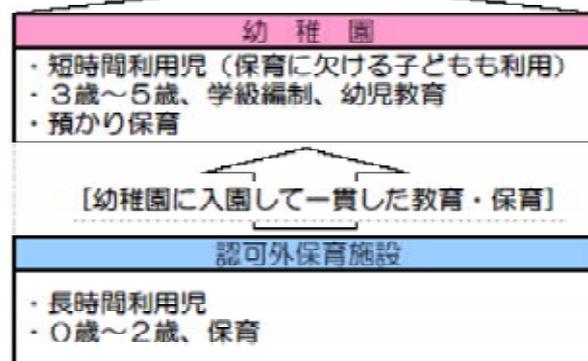
○単独型



○連携型

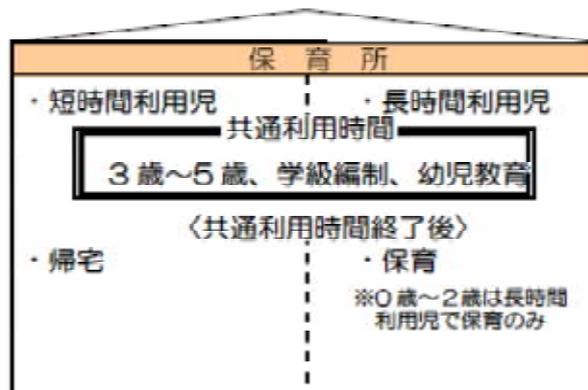


○一貫型



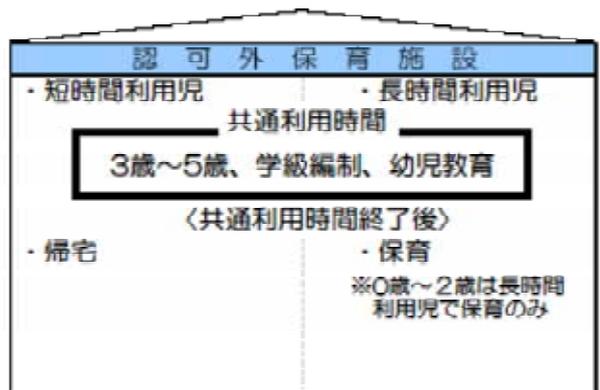
概要：幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ  
 特徴：幼稚園において、保育所と同様に、朝・夕の対応、長期休業日の開園など、家庭で養育できない子どもを預かることが可能

③保育所型認定こども園



※認定期間有効期限あり

④地方裁量型認定こども園



※定員は60人以上  
 (へき地は20人以上) 必要

概要：認可保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ  
 特徴：3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学校教育法上の目標が達成されるよう教育が提供される。また、保護者が家庭で養育できる子どもについても利用が可能

概要：幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育、保育施設が認定こども園としての機能を果たすタイプ  
 特徴：3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学校教育法上の目標が達成されるよう教育が提供される。

## 保育、幼児教育に関する上位計画

潟上市の子育て、保育、幼児教育に関する上位計画においては、いずれも幼稚園と保育所が連携した取組の推進（幼保連携・幼保一体化）が位置付けられている。

### 幼保一体化に関連する施策・計画

計画名称	対象施策・事業の位置づけ	策定期期
新市建設計画	<p>【将来像】            生き生き36000の夢づくり            一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市</p> <p>【政策】            安心して楽しく健やかに暮らせるまち            （福祉・健康・医療）</p> <p>【施策】            子育て支援の充実            [保育サービスの充実]            (1)多様な需要に応える保育サービスの提供            (2)幼保一体施設の整備・充実</p> <p>【政策】            生涯学び心豊かな人を育むまち            （教育・文化・スポーツ）</p> <p>【施策】            幼児・学校教育の充実            [幼児教育の充実]            (1)幼保一体教育の推進            (2)幼稚園・保育園と小学校との相互連携の強化            (3)家庭・地域との連携</p>	H16.7
潟上市 総合発展計画	<p>【基本理念】            市民による市民のためのまちづくり</p> <p>【政策】            創造性と人間性を育む教育の推進</p> <p>【施策】            子育て支援・幼児教育の推進            [保育・教育環境の整備と幼保一体的運営の推進]            子どもたちが健やかに育つために、幼保一体教育を推進します。            幼児が安全に園生活を過ごすことができるように、老朽化した施設を計画的に整備するとともに、建替え時に幼保一体的施設の整備を検討します。</p>	H18.6

潟上市次世代 育成支援行動 計画 (前期計画)	<b>【基本理念】</b> 「子ども」「家庭」「地域」がともに育む、子育て 応援のまちづくり <b>【施策】</b> 多様な保育サービスの充実 入所の柔軟な受け入れと、待機児童の解消に 努めるとともに現状の水準を維持しながら、保 育士の適正配置や環境整備などを検討します。	H17.3
----------------------------------	---	-------

### 潟上市幼保一体化検討委員会報告書

潟上市の幼児教育を精査するとともに、今後の保育環境のあり方や保育内容の充実、特色ある子育て支援等について、新たな視点から見つめ直し、幼保一体化へ取り組んでいくため、潟上市幼保一体化検討委員会を組織し、そのなかで協議された内容について平成20年11月に報告書としてまとめられた。

この報告書において、施設の適正配置については、天王地区に3～4園、昭和地区に1園、飯田川地区に1園の幼保一体化施設が適当であること。また施設の民営化については、行政のスタンスと責任を明確にしつつ、保護者をはじめとした市民との信頼関係のもとで検討すべきとの意見が報告された。

#### 【現 状】

- ・ 少子化の進行
- ・ 女性の社会進出の拡大
- ・ 核家族化等による幼稚園・保育所に対する保護者ニーズの多様化
- ・ 年齢制限、保育時間等の理由による保育所ニーズの高まり  
 (幼 = 3歳以上 : 4時間、保 = 0歳以上 : 8時間)
- ・ 幼稚園での預かり保育の実施
- ・ 保育所待機児童の増加
- ・ 幼稚園児の減少

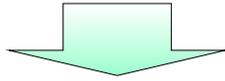
#### 【保護者のニーズ】

- ・ 利用しやすいサービス体系の確立
- ・ 教育内容及び保育内容の充実
- ・ 適正規模での集団生活

#### 【施設が抱える課題】

- ・ 公立幼稚園就園児の減少
- ・ 施設の老朽化
- ・ 職員の適性配置
- ・ 利用者ニーズへの対応





## 幼保一体化（施設・運営）の推進

多様なニーズと社会環境の変化に対応できる体制を構築するため、幼稚園・保育所の再編整備と併せて、幼児教育・保育・子育て支援を総合的・一体的に支援する「幼保一体化」に取り組む。

### 【幼保一体化機能】

- ・ 幼稚園機能
- ・ 保育所機能
- ・ 子育て支援機能

### 【幼保一体化による効果】

#### 1．利用者の観点からみた効果

##### 均等な教育と保育の機会の保障

保護者の就労状況により乳幼児の育成環境に違いが生じている現状を解消し、全ての子どもに対して均等な環境を与えることができる。

##### 一貫した育成

保護者の就労状況が変わっても子どもの育成環境が基本的には同一に保たれ、小学校就学前の一貫した育成を図ることができる。

##### 選択の幅の拡大

利用者のニーズに即した保育が選択できる。

##### 多様な子育て機能の一体的な活用

子育て支援機能を併せて備えることにより、総合的かつ複合的な子育て支援施設としての役割を果たすことができる。

#### 2．地域の観点からみた効果

##### 地域における統一的な施策の推進

子どもの育成についての検討や地域の子ども全体に対する施策など、制度を越えて総合的に推進することが可能になる。

##### 交流の活性化

異年齢児間を含めて子どもの交流が進み、社会性や人間性の発展に寄与する。

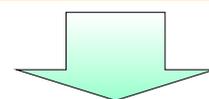
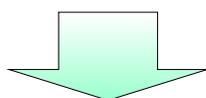
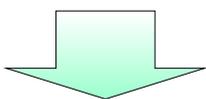
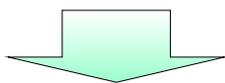
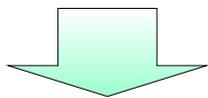
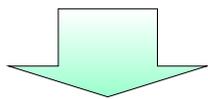
#### 3．事業者（運営者）の観点からみた効果

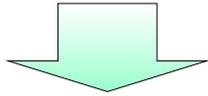
##### 幼稚園と保育所機能の統合的な活用

それぞれの専門性を生かしつつ、不足する機能を互いに補い合う取組が可能となる。

##### 効率化の推進

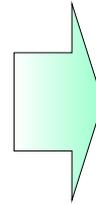
施設及び運営体制を一体化させることによって、施設の共用化や職員配置の効率化などが図られる。



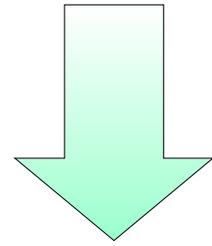


### 【整備方針】

今後の施設整備については、全国の認定こども園の状況や動向を踏まえた上、行政と民間の役割分担を明確にし、配置バランスなどに考慮しながら、多様化する教育及び保育ニーズや、少子化などの社会環境の変化に柔軟かつ効率的・効果的な対応が可能な施設環境を整備する。



民営化に向けた  
検討の必要性



### 施設の適正配置

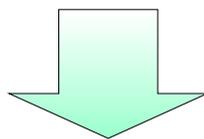
既存の公立施設及び民間施設の配置体系や役割などを踏まえ、適正規模の施設を市域全体の配置バランスに考慮して、適正に配置する。

### 総合施設の整備

新たに整備する施設は、これまでの幼稚園と保育所に通う子どもに対する支援だけでなく、利用者の新たな子育てニーズに対応するため、地域の子どもに対しても一時保育や保護者からの相談などの支援をしていくことができるよう、就学前のすべての子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合施設として整備する。

### 行政と民間との協働連携

幼保一体化施設については、安定的な運営に考慮しながら、これまでの水準を低下させることなく幅広い柔軟な対応が可能となるよう、民間活力の導入も視野に入れて推進する。



### 【施設構想】

公立幼稚園と公立保育所の再編  
幼保一体化構想  
施設の具体的検討

## 公立幼稚園と公立保育所の再編

### 公立幼稚園

- ・天王地区・・・2園
- ・昭和地区・・・なし
- ・飯田川地区・・・1園

### 公立保育所

- ・天王地区・・・4園
- ・昭和地区・・・3園
- ・飯田川地区・・・1園



## 幼保一体化構想

### 認定子ども園として

- ・天王地区・・・3園
- ・昭和地区・・・1園
- ・飯田川地区・・・1園（現状のまま）

幼保一体化体制を具体化するためには、学校区などの地域バランスに留意して施設の統廃合を行い、再編する。



## 市内民間施設の幼保一体化への参画（体制整備）の検討

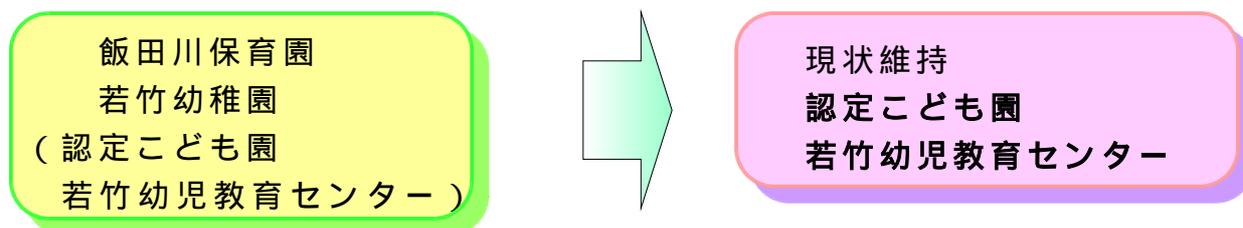
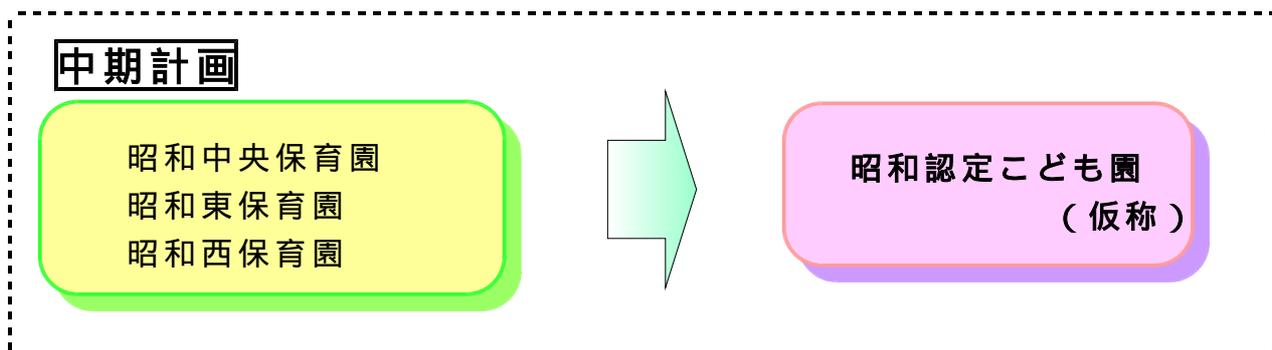
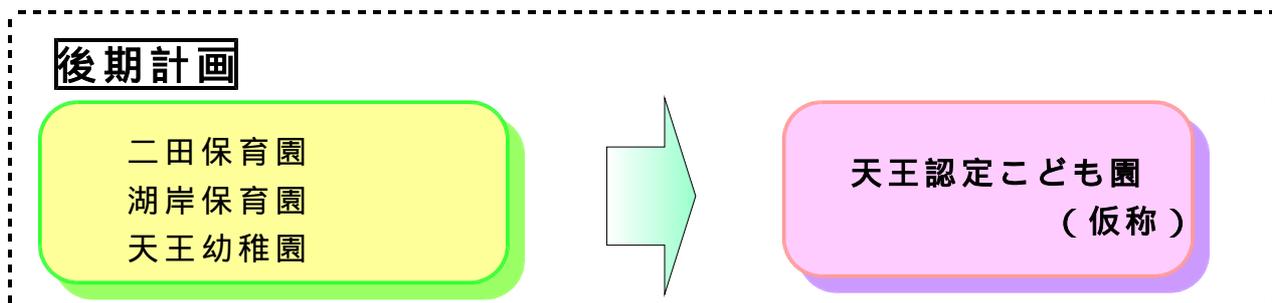
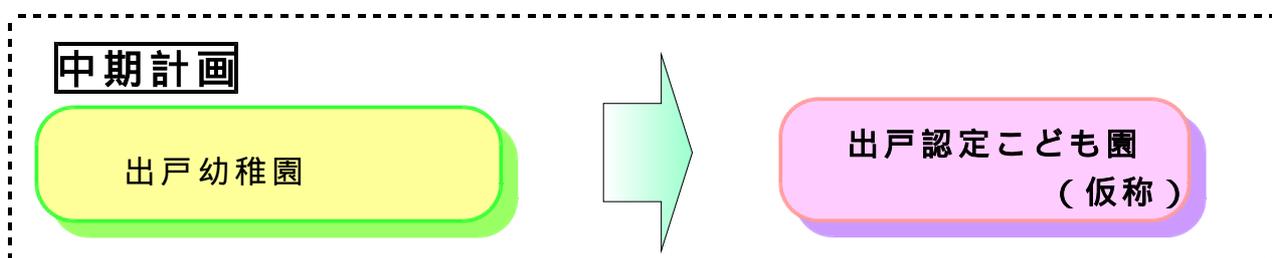
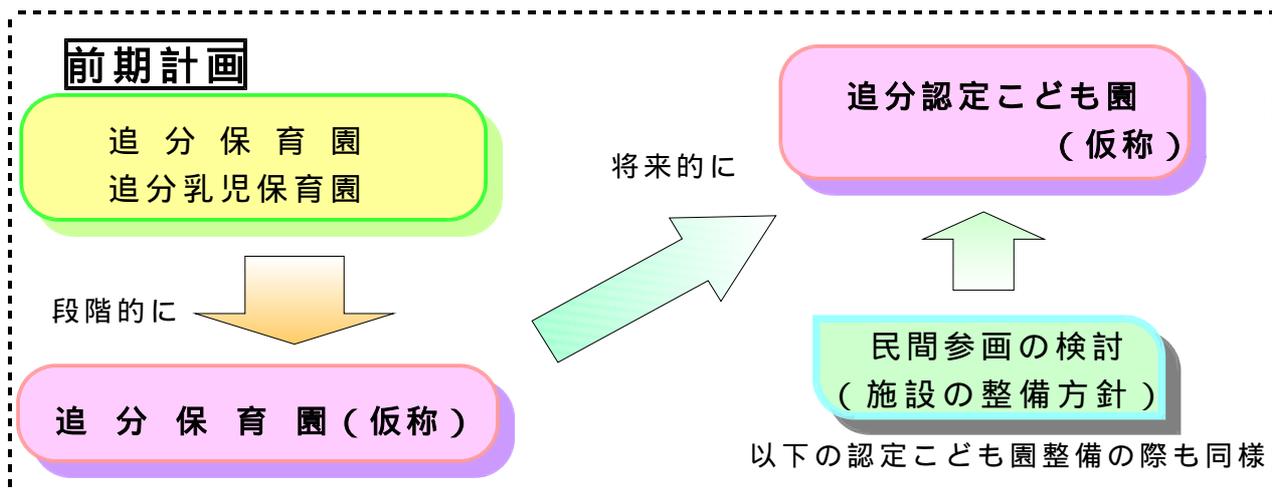
行政と民間との協働連携体制を確立し、市内の私立幼稚園を含む民間施設について、幼保一体化体制の参画（幼保一体化施設としての体制整備）を検討する。

施設の整備については、公設か民設かの判断は、各施設整備ごとに行うこととし、施設の運営については、効率的な運営と柔軟性、機動性をより発揮しうる民間の力を活用する手法を視野に入れる。

特に、公立保育所の施設整備については、平成18年度から次世代育成支援対策施設整備交付金が一般財源化されており、従来にも増して効率的で効果的な財政運営が求められているなかで、国の交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の活用を図りながら、民間の力を活かして施設の環境整備に取り組んでいくことが必要となっている。

障害児保育の対象となる児童や発達障害のある児童及びアレルギー症のある児童など、特別な支援を必要とする児童に対する細やかな対応、並びに児童虐待の防止への対応等、民間での養育が困難なケースについては、公立がその役割を担うことが考えられる。

## 施設の具体的検討



(注) . . . 幼稚園 . . . 保育所

### (3) 幼保一体化の先進事例

#### 幼保一体化の先進事例の概要

幼保一体化の先進事例について、施設の類型、規模、料金、給食、経緯、特徴など、次の表にまとめた。いずれの施設も特区制度や国のモデル事業などにより、全国的にも先駆けとなった施設である。

	白浜幼稚園 (和歌山県白浜町)	大宇陀幼稚園 (奈良県大宇陀町)	中筋幼稚園 (京都府綾部市)
施設類型	幼保連携型(時間区分方式)	幼保連携型	幼保連携型
児童数	短時間児：20人 長時間児：119人	幼稚園：116人 保育所：63人	希望プラン：80人 保育プラン：164人
先生数	31人(担任21人)	39人(担任16人)	36人(担任21人)
料金	短時間児：月額5,500円 給食費：250円/日 長時間児：保育料徴収基準による。	幼稚園：月額6,000円、給食費3,400円、預かり保育200円/日(別途おやつ代50円) 保育所：保育料徴収基準による。	希望プラン：9,600円～32,800円 保育プラン：保育料徴収基準による。
時間	短時間児：8時15分～13時30分 長時間児：8時15分～16時15分 延長保育：7時～19時(長時間児対象)	幼稚園：8時30分～13時30分 保育園：8時30分～16時30分 早朝保育：7時30分～8時30分 延長保育：16時30分～19時30分	7時～19時の間で9パターン
給食	自園給食方式	自園給食方式	自園給食方式、3歳児からご飯持参
通園バス		3歳児以上、1日3回運行、職員が添乗	
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年、白浜保育園と白浜第一幼稚園を統合(5歳児の合同保育)</li> <li>建物の移動時に道路を渡るなどが課題</li> <li>平成13年、幼稚園と保育所を合築した新園舎での保育がスタート(乳児保育もスタート)。0～5歳児が一緒に生活する施設となる。</li> <li>平成15年、国の幼保一元化特区に認定</li> <li>平成17年、総合施設モデル事業実施園に認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和53年、各保育所が幼稚園となる。</li> <li>平成10年、保育所統合推進委員会が発足、町内一カ所に幼稚園を統合した。</li> <li>平成15年、新園舎完成と同時に大宇陀幼稚園がスタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年、子育て支援の今後のあり方検討会設置</li> <li>平成15年、社会福祉法人中筋保育園が園舎の全面改装に併せて幼稚園との一体的運営を要望</li> <li>平成16年、中筋幼稚園開設</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の人口は、23,642人、世帯数は、9,613世帯</li> <li>温泉街であり80%近くが第三次産業に従事しており、昔から長時間にわたる保育が求められていた。</li> <li>給与体系や人事異動などの処理も一括管理、幼稚園教諭も保育士も同じ「行政職」である。</li> <li>保育園部分と幼稚園部分のそれぞれで予算組みを行っており、保護者会も別で組織されている。</li> <li>保育日誌は特区認定後統一した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の人口は8,463人、2,834世帯</li> <li>基幹産業は農林業で保育所はへき地保育所から始まっている。</li> <li>町内の小学校との交流、職員同士や校長・園長間の幼小連絡が保たれている。幼稚園全体で一本化された保護者会「育友会」がある。</li> <li>福祉公園内に立地し、周辺に福祉施設が多い。</li> <li>幼稚園から独立した子育て支援室があり、親子遊びや相談を行っている。</li> <li>町内に住所がある乳幼児を対象に一時的保育を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の人口37,500人、14,300世帯</li> <li>民間の保育園に運営を委託</li> <li>市は順次私立保育園を幼稚園に移行し、保育・教育を一本化する予定</li> </ul>

施設類型については、いずれも幼保連携型で、認可幼稚園と認可保育所の児童の合同活動など、一体的な運営が進められている。保育所については、サービス内容や料金に異なる特徴は特にないが、幼稚園については預かり保育を含めた保育時間について、それぞれ特色ある設定がされている。

	賀茂幼稚園 (兵庫県加西市)	金鑛第一幼稚園 (滋賀県栗東市)	いずみこども園 (東京都千代田区)	東習志野こども園 (千葉県習志野市)
施設類型	幼保連携型	幼保連携型	幼保連携型(年齢別方式)	幼保連携型
児童数	幼稚園：5人 保育所：21人	短時間児：133人 中・長時間児：72人	幼稚園部門：105人 保育所部門：43人	短時間児：120人 長時間児：150人
先生数	16人(担任10人)	27人(担任15人)	38人(担任19人)	44人(担任22人)
料金	幼稚園：5,700円 保育所：保育料徴収基準による。	短時間児：3歳 7,200円、 4・5歳 6,500円 中時間児：長時間児の25% 減額 長時間児：保育料徴収基準による。	幼稚園部門：所得階層別と利用時間数別に設定 保育所部門：保育料徴収基準による。	短時間児：8,800円 (その他給食費 225円) 預かり保育料、～17時 470円、長期休暇中 1日 1,000円(半日 500円) 長時間児：保育料徴収基準による。
時間	幼稚園児：8時30分～14時 早朝保育：7時30分～8時30分 保育所児：8時～16時 早朝保育：7時30分～8時 延長保育：16時～18時	短時間：8時30分～14時 中時間：7時30分～16時 長時間：7時30分～18時30分	7時30分～19時30分の間で5パターン 8時40分～13時40分はコアタイム	短時間児：9時～14時 長時間児：8時30分～19時 預かり保育：14時～16時、14時～17時 時間外保育：7時～8時30分
給食	自園給食方式(幼稚園児週5日、保育所児童週6日)	自園給食方式	自園給食方式	自園給食方式
通園バス				
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年、就学前児の教育・保育についての委員会が開かれる。</li> <li>平成15年、賀茂地区を加西市幼稚園特区に認定</li> <li>平成16年、賀茂幼稚園がスタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年、新しい保育システムの検討が始まる。</li> <li>教育委員会就学前部門と民生部保育所部門を「幼児課」に統合</li> <li>平成15年、乳幼児保育総合化スタート</li> <li>4タイプの就学前施設を市内に分散させる方針をとり、その中の保育園・幼稚園一体型として平成15年に金鑛第一幼稚園がスタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和50年代後半から「年齢区分方式」によって「幼稚園」と「保育園」の連携に取り組む。</li> <li>平成9年、「千代田区幼児教育のあり方検討会」設立</li> <li>平成13年、「こども園開設準備委員会」設置</li> <li>平成14年、幼保一元化施設「いずみこども園」開園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市では、昭和40年代半ばから教育を中心としたまちづくりを行ってきた。</li> <li>平成13年、事業推進本部の設置、幼稚園・保育所間の人事交流開始</li> <li>平成15年、保育一元化カリキュラム(指針)策定、こども園構想策定</li> <li>平成16年、こども部創設、幼稚園と保育所の合同保育における特区認定</li> <li>平成18年、東習志野こども園開設</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の人口約5万人、農業人口の多い地方都市から瀬戸内工業地帯のベッドタウンとして発展</li> <li>加西市は今後も、地域住民のコンセンサスを得ながら、また民間施設との統合を勘案しながら幼稚園を視野に入れた統合を推進していく予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の人口 61,601人、22,006世帯。京阪神のベッドタウン、今後も人口増加が予想される。</li> <li>集団作りの配慮として、17時までは年齢別保育を行い、それ以降は異年齢児の合同保育を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和泉公園に隣接し、ちよだパークサイドプラザ内の施設整備(屋内プール、幼児室、白鳥ホール)を活用しながら遊びの工夫を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、地域の人々と一緒になって子育て、子育てを支援していく「保育一元化」を推進しており、独自に合同保育に関する保育一元化カリキュラムを作成している。</li> <li>今後の認定こども園の開設については、市内7つの中学校区毎に設置することが検討されている。</li> </ul>

出典：各種HP、「幼保一元化」と認定こども園、幼保一元化-現状と課題-など

#### (4) 幼保一体化の効果と課題

##### 先進事例による一般的な効果と課題

幼保一体化の推進にあたっては、利用者、行政がともにその効果を最大限に享受できるよう、努めていくこととする。

先進事例から、幼保一体化による一般的な効果及び課題を検証すると、次のような事柄が考えられる。(利用者、事業者から見た視点)

##### 幼保一体化による一般的な効果

###### 【利用者】

- 保護者の就労形態にかかわらず、施設を利用できる。
- 小学校入学前まで一貫した教育・保育を受けることができる。
- 少子化が進む社会環境のなかでも、集団による教育が可能となる。

###### 【事業者】

- 幼稚園児にも保育サービス、保育所児童にも幼児教育を提供するなど、サービスの幅が広がる。
- 運営の効率化を図ることができる。

##### 幼保一体化による一般的な課題

###### 【利用者】

- 同じ施設を利用しているにもかかわらず、利用形態が異なる(短時間、長時間)ため、子どもの間で教育・保育量や習熟度に格差が出る。

###### 【事業者】

- 保育所、幼稚園それぞれの独自の機能が損なわれる懸念がある。
- 施設運営が複雑になる。(事務処理が煩雑になる。保護者に分かりにくい面も出る。)
- 他の施設の利用者・他市町村からの利用者の位置付けが課題となる。

表 先進事例における幼保一体化における効果と課題

幼保一体化の効果と課題		
白浜幼児園 (和歌山県 白浜町)	事業者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所と幼稚園の職員が同じ立場で子どもの保育や教育に取り組める。</li> </ul> <p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白浜町にはほかに公立幼稚園、公立保育所、私立保育所があり、保育所しかない地区への対応なども考慮しながら、すべての子どもと保護者が利用しやすく、心身ともに健やかに成長するための環境を整備することが課題である。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ地域に暮らす子どもたちが、保護者の事情に関係なく、一緒に生活でき、小学校へスムーズに入学できる。</li> <li>・保護者同士も就学前から知った間柄で安心感がある。</li> <li>・子どもの集団規模が大きくなることで友達が増える。</li> <li>・幼稚園児も給食や保育所の地域活動行事を経験できる。</li> <li>・保護者の事情が変わっても(働き始めた、育児休暇など)、クラスや担任など子どもの保育環境を変えずに保育時間の変更ができる。</li> <li>・0歳から5歳まで統一された、一貫した保育が受けられ、活動(おやつ作り、集団活動等)の幅が広がる。</li> </ul> <p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間児は長時間児に比べて、運動が不足するなど、遊びや運動の量への影響がある。</li> <li>・当初、道路を隔てて、保育所と幼稚園が分かれており、日中の移動が幼児への負担となっていた。</li> </ul>
大宇陀 幼児園 (奈良県大 宇陀町)	事業者	<p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員がローテーション勤務を行っていることに保護者の理解が得られにくい。具体的には担任が朝と夕方異なる場合がある、送迎バスの添乗者が日によって異なることなどである。</li> <li>・合併したため、運行している通園バスの費用などを含めた運営方法、他の町村からの受け入れなどを検討する必要がある。</li> </ul>
	利用者	<p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールなどの時間数の違いにより、水への慣れなどに差が出てしまう。</li> </ul>
中筋幼児園 (京都府綾 部市)	事業者	<p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5歳児のみが別棟で生活しているため一体感に欠けており、余裕のある施設をいかに有効に使用するかが課題となっている。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みの間も全員に通常保育を実施しているため、兄弟や近所に友だちのいない子どもも十分に遊ぶことができる。</li> </ul>
賀茂幼児園 (兵庫県加 西市)	事業者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士、教諭の人事交流を通じ子育て支援の強化につながる。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ地域に暮らす子どもたちが、保護者の事情に関係なく、一緒に生活でき、小学校へもスムーズに入学できる。</li> <li>・同年齢の児童を同じ保育室で保育することにより、地域の子どもは地域で育てるという保護者同士の交流にもつながる。</li> <li>・カリキュラムの工夫により幼稚園と保育所の良いところを併せ持ち、子どもの成長に沿った教育環境づくりができる。</li> <li>・就学前児童の育ちの継続的な支援ができ、少子化のなかで異年齢児とのふれあいや交流を通じながら、小学校に入るまでの保育の一貫性が図られる。</li> <li>・複数年の早期教育が求められるなか、保育所児も幼児教育が受けられる。</li> <li>・保育所における延長保育、幼稚園での預かり保育等の保護者ニーズに効率的な対応ができる。</li> </ul>
金鷲第一 幼児園 (滋賀県栗 東市)	事業者	<p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間児の降園時間が乳児の午睡と重なり雑音が多い。</li> <li>・4、5歳児の部屋の移動が多く負担になっている可能性がある。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生・地域の方々との交流を通じて、周囲の様々な環境に直接かかわる体験活動を保育に取り入れている。</li> </ul>
いずみこども園 (東京都千 代田区)	事業者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置を区に単独予算によって国の最低水準よりも上乗せしており、保育水準が高い。</li> </ul> <p>【デメリット(課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園部門と保育所部門で別々に事務処理をしなければならないことが多く、その事務が非常に煩雑である。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの観点や利用者のニーズに応じた一体的な育成環境の提供</li> </ul>
東習志野 こども園 (千葉県習 志野市)	事業者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置を国の最低水準よりも上乗せしており、保育水準が高い。</li> </ul>
	利用者	<p>【メリット(効果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の方々に支援を受け、母子保健の講座や子育て相談等が行われている。</li> <li>・幼稚園・保育所の合同施設以外に、こどもセンターを設置するなど、各家庭のニーズに応じた保育や子育て支援が行われている。</li> </ul>

出典：各種HP、「幼保一元化」と認定こども園、幼保一元化-現状と課題-など

## 潟上市における効果と課題

潟上市においては、幼保一体化により、次のような効果及び課題が考えられる。

### 潟上市において期待される効果

#### 【利用者】

保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能である。  
適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保できる。  
保育所児童も通園バスを利用できるようになる。  
保護者のニーズに合わせた施設選択が可能となる。  
育児不安の大きい専業主婦家庭をはじめ、地域の子育て家庭への支援が充実する。

#### 【行政】

合併時からの懸案事項となっていた施設の統廃合が実現できる。  
都市規模（3.5万人）に応じた施設規模・数にすることで、運営の効率化を図ることができる。  
公立施設については、老朽化が進んでおり、修繕費がかさんでいる状況。  
将来において、個々に建替えをするよりも、施設を集約した方が財政的負担が少ない。  
小規模園では、職員数も少なく不慮の事態に対応しにくいだが、集約することで安全面においてもプラスとなる。  
就園児数の確保により、行事の充実を図ることができる。

### 潟上市において対応すべき課題

#### 【利用者】

各家庭から施設が離れてしまう場合があるため、通園しにくくなる懸念がある。  
保育内容及び教育内容を低下させず、より充実したものになるよう調整していく必要がある。

#### 【行政】

新たな施設を整備することによる財政的負担を抑制する必要がある。  
統合した後の既存施設の有効活用・処分について検討する必要がある。

(5) 幼保一体化施設整備に向けたスケジュール

幼保一体化施設整備のスケジュールについて、次のような流れで進めていくことが想定される。

幼保一体化施設（認定こども園）整備のスケジュール（例）

年度	幼保一体化施設（認定こども園）の整備	保育所・幼稚園の統廃合
n 年度	<p style="text-align: center;">施設跡地の利活用検討</p>	<p style="text-align: center;">保育所・幼稚園における 説明会の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">統合施設の実施計画策定 ・ サービス内容 ・ 保育料 ・ 通園バス</p>
n + 1 年度	<p style="text-align: center;">補助及び起債準備 設置認可申請準備</p> <p style="text-align: center;">用地測量、基本及び実施設計</p> <p style="text-align: center;">認定こども園の運営計画、詳細カリキュラムの策定</p>	<p style="text-align: center;">保育所・幼稚園の廃園準備 ・ 県への廃園申請 ・ 条例改正（廃園）</p>
n + 2 年度	<p style="text-align: center;">建設工事</p> <p style="text-align: center;">県知事からの施設設置認可、認定こども園の認定</p> <p style="text-align: center;">保護者説明会・園児募集</p>	
n + 3 年度	<p style="text-align: center;">幼保一体化施設（認定こども園）開園</p>	

## 4 施設づくりの基本概念

### 基本概念

幼保一体化体制の実現に向けて、公立施設については、次のような基本概念に基づき施設づくりを進めることとする。

また、公立施設の整備と並行して、施設の管理・運営に民間等の専門性や能力を活用するなど民間委託及び法人化について検討し、方向性を明確にしていくこととする。

#### ① 潟上市全体の保育・幼児教育センターとしての役割

→すべての子どもが等しく幼児教育を受ける機会を確保、民間施設との連携拠点

#### ② 保護者や子ども個々に応じた適切なサービスの提供

→幼稚園機能と保育所機能を生かしながら、それぞれのニーズに的確に対応

#### ③ サービス体系に応じた公平な料金負担の設定

→サービスと負担の関係を明確化

### 潟上市が目指す施設類型

潟上市が目指す幼保一体化施設は、単に幼稚園と保育所を同施設内に建設するというものではなく、幼稚園機能と保育所機能を生かしつつ、一体的な運営を目指すものである。

このような理想を達成するため、新たに整備する施設においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、認定を受けた『認定こども園』として認定を受けることができる施設づくりを目指すこととする。

27ページの「認定こども園の類型(タイプ)」で掲載しているとおり、認定こども園には4つの施設類型があるが、潟上市の公立施設は、認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行う『幼保連携型認定こども園』とし、整備・運営を行うこととする。

#### 『幼保連携型認定こども園』(再掲)

概要：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

特徴：幼稚園と保育所が連携して、3歳以上の子どもが合同活動、異年齢交流を行うことができる。

[緊密な連携協力体制]



施設類型のイメージ

## 5 実現に向けて

潟上市の幼保一体化施設を整備するにあたっては、社会情勢をはじめ民間施設の状況や就園状況を的確に見極めるとともに、以下の項目について早急に検討し整備しておく必要がある。

また、地域の特色を生かした施設を目指すためにも、各施設ごとの建設・運営計画の策定が必要である。

### 1. 提供サービス

幼保一体化施設で提供されるサービスについて検討する。

#### 【例えば・・・】

幼保一体化施設においては、「短時間児（幼稚園児）の幼児教育」、「長時間児（保育所児童）の保育及び幼児教育」「子育て支援サービス」の3つのサービス提供を行う。

幼児教育については、3歳～5歳児について行うこととし、幼稚園児、保育所児童が混合クラスを編制して合同保育を行うものとする。

①保育に欠けていない子ども（短時間児、3歳～5歳児）は、これまでと同様に原則4時間の幼児教育を受けます。

※希望により預かり保育を受けることができます。

②保育に欠けている子ども（長時間児、0歳～5歳児）は、これまでと同様に原則8時間の保育を受けるとともに、3歳～5歳児は、保育時間内に4時間の幼児教育（幼稚園児との合同保育）を受けることとなります。

③子育て支援サービスとして、一時保育を実施するとともに、保護者の支援、相談、情報提供の場として、「地域子育て支援センター」を設置します。

表 サービス内容

	区 分	基本サービス	その他のサービス
短 時 間 児 (幼稚園児)	保育に欠けていない 3歳～5歳児	幼児教育 (合同保育) 給食	預かり保育 (日単位) 通園バス
長 時 間 児 (保育所児童)	保育に欠けている 0～2歳児	保育 給食	通園バスについては 要検討
	保育に欠けている 3歳～5歳児	幼児教育 (合同保育) 保育 給食	通園バス
子育て支援センター	未就学児の全保護者 及び児童	交流の場の提供 相談業務 園庭開放等	

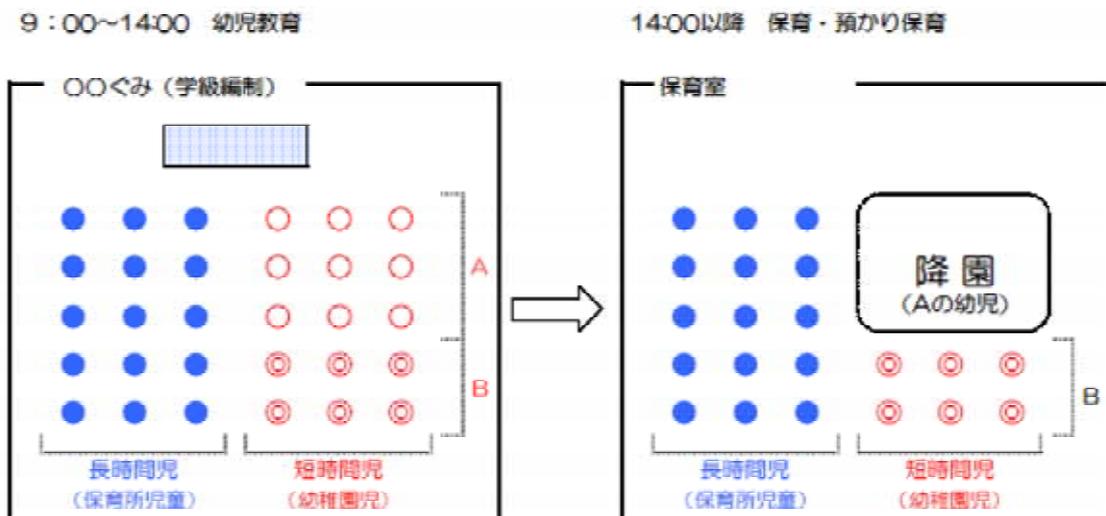
## サービス体系

	7:00～9:00 保 育	9:00～14:00 幼 児 教 育 ( 合 同 保 育 )	14:00～18:00 保 育 ( 預 かり 保 育 )	18:00～19:00 保 育
短時間児 (幼稚園児) 3歳～5歳児	×	( 合 同 保 育 )		×
長時間児 (保育所児童) 0歳～2歳児				
長時間児 (保育所児童) 3歳～5歳児		( 合 同 保 育 )		
子育て支援センター 未就学児の全保護者	( 相 談 業 務 等 )			

短時間児は、4時間（9:00～14:00）の幼児教育を受け、希望により1日単位で、預かり保育（14:00～18:00）を利用できる。

長時間児は、最大12時間の保育（7:00～19:00）の中で、4時間（9:00～14:00）の幼児教育を受ける。

### ◎3～5歳児における学級編制（合同保育）のイメージ



A：短時間児（幼稚園児）のうち、幼児教育のみを利用

B：短時間児（幼稚園児）のうち、幼児教育に加えて預かり保育を利用

### 「短時間児」と「長時間児」の表記について

この計画において検討する公立の幼保一体化施設の利用児については、次のように表記します。

- ・ 3～5歳児の幼稚園児（保育に欠けない）については「短時間児」と表記することとします。
- ・ 0～5歳児の保育所児童（保育に欠ける）については「長時間児」と表記することとします。

## 2. 料金設定

幼保一体化施設で提供されるサービス利用に際して、利用者の負担については、「4 施設づくりの基本概念」(41ページ)に掲げているとおり、「サービス体系に応じた公平な料金負担の設定」の方針のもと検討する。

### 【例えば・・・】

短時間児(幼稚園児の3歳～5歳児)の保育料については、幼稚園使用料として、県内他市町村の状況や受益と負担の公平の原則を踏まえ、基本保育料を設定する。

なお、低所得者への配慮や少子化対策として、従来の減免制度に加え、多子軽減措置を行う。また、預かり保育については、日単位の利用と料金とし、1日あたりの定額(おやつ代込み)とする。春期・夏期・冬期の長期休業期間についての料金については、1日あたり給食・おやつ代込みの定額とする。

長時間児(保育所児童の0歳～5歳児)の保育料については、保育所保育料として、現在と同様の負担とする。

また、通園児以外に対する一時保育サービスについては、1日あたり給食・おやつ代込みの料金を設定する。

### 現在の保育所・幼稚園の料金設定(3歳～5歳児、月額)

	公立幼稚園	公立保育所	私立幼稚園
基本保育料	0円 ～ 5,500円	0円 ～ 35,000円	-円 ～ 18,000円
給食費	3,500円 ～ 3,700円	0円	3,000円 ～ 3,468円
預かり保育	月額 4,000円 (日額 250円)		月額なし (日額 200円)
延長保育		月額 3,000円 (日額 200円)	
おやつ代 (預かり保育時等)	預かり保育料金に含む	0円	0円
バス料金	0円	0円	月額 2,300円
合計	0円 ～ 9,200円  預かり保育別途 4,000円/月	0円 ～ 35,000円  延長保育別途 3,000円/月	-円 ～ 23,768円  預かり保育別途 200円/日

私立幼稚園の基本保育料「-円」は、最低金額が流動的であるため未掲載。

幼保一体化施設の保育料の比較（3歳～5歳児、月額）

	公立幼稚園	幼保一体化施設		公立保育所	私立幼稚園
		短時間児 (幼稚園)	長時間児 (保育所)		
基本保育料	0円 ～ 5,500円	0円 ～ 5,500円	0円 ～ 35,000円 現状	0円 ～ 35,000円 準拠	-円 ～ 18,000円
給食費	3,500円 ～ 3,700円	3,700円	0円 市負担 3,300円	0円 市負担 3,300円	3,000円 ～ 3,468円
預かり保育	4,000円 (日額250円)	日 額 250円 長期休業期 間中は、 日額 500円 (給食込み)	/	/	日 額 200円
おやつ代 (預かり保育 時)	0円 預かり保育料 に含む	0円 市負担 850円	0円 市負担 850円	0円 市負担 850円	0円
合 計	0円 ～ 9,200円 預かり保育 別途 4,000円/月	0円 ～ 9,200円 預かり保育 別途 250円/日	0円 ～ 35,000円	0円 ～ 35,000円	-円 ～ 23,768円 預かり保 育別途 200円/日

幼保一体化施設における一時保育サービスについては、1日あたり4時間未満500円、4時間以上1,000円（おやつ代込み。給食込み）  
ここでは保育所における延長保育については除いている。

### 3．施設の定員設定

各施設利用者数を推計し、現在の就園比率や職員の配置基準等を勘案して、各年齢別の定員設定をする。これが、施設規模を試算する基礎となるので、適正な定員設定が必要である。

### 4．施設規模の概算

認定こども園としての許可を受ける施設として整備するためには、幼稚園、保育所の両方の施設基準を満たす必要がある。この基準に基づき、幼保一体化施設の整備内容として最低限必要な施設面積や機能を整理する必要がある。

## 【例えば・・・】

### 試算の条件

#### 園舎・保育室の面積

- ・ 幼稚園の園舎面積は、1学級180㎡、2学級以上 $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡
- ・ 保育所の保育室等の面積は、2歳未満児の乳児室1.65㎡/人、ほふく室3.3㎡/人、2歳以上児については、1.98㎡/人
- ・ 幼保一体化施設（認定こども園）の基準は、0～2歳児については、保育所と同様の乳児室等であり、3～5歳児については、園舎及び保育室について、幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則

#### 屋外遊戯場の面積

- ・ 幼稚園については、2学級以下 $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ ㎡、3学級以上 $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ ㎡
- ・ 保育所については、3.3㎡/2歳以上児
- ・ 幼保一体化施設（認定こども園）の基準は、2歳児については、保育所と同様で3.3㎡/人、3～5歳児については、幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則

#### その他留意点

- ・ 送迎用の自家用車の待機（回転）スペースや、安全面に配慮した施設づくり（フェンスや通路など）に留意

幼稚園設置基準（学校教育法第3条）、児童福祉施設最低基準（児童福祉法第45条）より

## 5．施設の建設位置及び配置

施設の建設位置を、敷地規模、立地条件（法律など）、周辺環境、アクセス性、土地の整形などの条件から検討する。また、次のような観点からも検討する必要がある。

- ・ 未利用市有地又は既存施設の活用
  - ・・・財政的な観点から整備コストを抑制
- ・ 地域バランス及び就園児数を考慮
- ・ 通園可能な位置 など

また、施設の配置についても機能性を重視して検討することが必要である。

## 【例えば・・・】

保育室はできるだけ日照条件の良い場所に配置

短時間児と長時間児の保育室の配置は、異なる動線上に位置するよう配慮。

事務室については、施設の出入り口付近に配置し、子育て支援センターや相談室を周辺に配置。

など

## 6 . 概算事業費（建設コスト）

### 建設コスト

施設建設に関する概算事業費を算出する。

### 財源の確保

施設整備に当たっては、厚生労働省、文部科学省、総務省などにわたる様々な財政支援制度を活用し、できるだけ有利な財源計画を図っていく必要がある。活用可能な制度としては、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金、厚生労働省の社会福祉施設整備事業債、総務省の合併特例事業債や地方交付税措置がある。おおむね事業費の85%が起債、10%が補助金、5%が一般財源になると見込まれる。

#### 【活用可能な財政支援制度】

##### 安全・安心な学校づくり交付金（文部科学省）

- ・幼稚園施設整備に対する補助金。補助率 1 / 3

##### 社会福祉施設整備事業債

- ・保育所部分に対する起債制度。民間保育所の施設整備に対する補助金（次世代育成支援対策施設整備補助金）にあたる部分を公立施設については、起債として財源を確保
- ・充当率は100 / 100。この償還費用は、全額後年度に地方交付税措置

##### 合併特例事業債

- ・市町村合併に伴い、新市建設のため必要な事業実施の財源として認められた地方債。一体性の確保、均衡ある発展、公共的施設の統合整備などの目的に合致した事業に活用可能
- ・充当率は95 / 100。この償還費用の70%が後年度に地方交付税措置

## 7 . 施設運営

### 運営方法

民間活力の導入を検討しながら、効率的・効果的な行財政運営の視点も踏まえ、運営にあたっては常に改善・改革に努めるとともに、中長期的な運営手法について検討を進める。また、施設の整備と合わせて詳細な運営計画を策定する。

### 運営コストの試算

行政改革の視点からも幼保一体化への移行の効果が期待されるが、削減効果がより現実的なものになるよう、運営コストを試算しチェックする必要がある。

## 運営内容

幼保一体化施設においては、大きく分けると、「0～2歳の長時間児」、  
「合同保育を行う3～5歳の短時間児と長時間児」に分かれて生活することとなる。そのため、1日の流れを整理しておく必要がある。

### 【例えば・・・】

#### 0～2歳児（保育所のみ）

保育時間：基本は9:00～17:00。早朝保育は7:00から、延長保育は19:00まで。保育時間内に2時間程度の午睡の時間がある。

担当職員：保育所の職員配置基準に準じて配置された保育士が保育を行う。

#### 3～5歳児（短時間児・長時間児）

##### 短時間児（幼稚園児）

保育時間：基本保育時間として9:00～14:00まで長時間児と合わせて編制した学級により幼児教育（合同保育）を行う。希望者に18:00までの預かり保育を行う。

担当職員：合同保育の時間については、幼稚園教諭の資格を持つ職員がクラス担任として幼児教育を行う。預かり保育については、幼稚園教諭又は保育士が担当する。

##### 長時間児（保育所児童）

保育時間：基本保育時間は9:00～17:00。14:00までは短時間児と合わせて編制した学級により幼児教育（合同保育）を行う。早朝保育は7:00から、延長保育は19:00まで行う。保育時間内に必要に応じて午睡を行う。

担当職員：合同保育の時間は、幼稚園教諭の資格を持つ職員がクラス担任として幼児教育を行いながら、保育士が保育を行う。

短時間児、長時間児の1日の流れのイメージ

	0～2歳児 (保育所児童)	短時間児 (幼稚園児)	長時間児 (保育所児)
7:00	早朝保育	登園等	登園等
9:00	保育	登園等	登園等
11:00	給食	幼児教育 (幼稚園児及び保育所児童合同)	
12:00	保育	給食 (幼稚園児及び保育所児童合同)	
13:00	午睡	幼児教育 (幼稚園児及び保育所児童合同)	
14:00		降園	午睡
15:00	保育		保育
17:00	延長保育		延長保育
19:00			

## 学級の編制と職員配置の基準

これまでに示したとおり、合同保育を行う3歳～5歳児については、短時間児と長時間児が混合した学級編制を行う。この学級ごとに、幼稚園教諭の資格を持つ職員が担任として幼児教育を行う。一方、合同保育終了後の時間帯（預かり保育、保育）については、幼稚園教諭又は保育士の資格を持つ職員が担当することとなるが、職員（保育士）の配置については、配置基準に応じて行うこととなる。このほか、障がいのある子どもや子育て支援センター、早朝・延長保育に対応した職員の配置を行い、認定こども園としての機能の発揮を図る。

### 職員配置の基準

#### 〔幼稚園〕

1学級あたり専任教諭 1人  
(1学級の児童数は35人以下)  
預かり保育に関する基準なし

#### 〔保育所〕

0歳児 おおむね3:1  
1・2歳児 おおむね6:1  
3歳児 おおむね20:1  
4・5歳児 おおむね30:1

#### 〔認定こども園〕

0～2歳児・・・保育所と同様

3～5歳児・・・

学級担任

満3歳以上の子どもの共通利用時間については、35人以下の子どもで構成される学級を単位として、1学級ごとに職員（担任）1人が担当

子どもの数に応じた職員の確保

・3歳児は、長時間利用児20:1

短時間利用児35:1

・4・5歳児は、長時間利用児30:1

短時間利用児35:1

これは国の最低基準であり、このほか様々な保育に対応して職員が配置される。

## 8. 保育・教育内容

認定こども園制度の長所を遺憾なく発揮し、施設としての役割や特色を生かした幼児教育・保育を行うために、基本方針を作成する。そしてこれをもとに、幼稚園と保育所の一体的な活動や年齢別の特性を踏まえた保育・教育内容を検討していく必要がある。

また、特別保育や障がい児保育などのサービスの提供を行うとともに、各施設（医療・福祉・保健施設、教育施設等）とのネットワークの核とする位置づけを検討する。

## 9. 通園バス

平等な登園機会の提供の観点から、全地域で通園バスを利用できるように検討する。また、通園バスの料金について、受益者負担の導入を検討する。

## 10. 給食サービス

給食サービスについて、これまで保育所・幼稚園が行ってきたサービスや提供体制を踏まえるとともに、給食センターの必要性を視野に入れ、内容等を検討する。

## 11. 既存施設の取扱

公立幼稚園・保育所の再編、幼保一体化施設の建設により、既存施設（現在の公立幼稚園・保育所）の取扱いについて、地域の状況や財政状況などを勘案しながら検討する必要がある。

施設名	土地 (うちゲラッド) (㎡)	園舎 施設 (㎡)	構造等	プール 施設 (㎡)	倉庫等 (㎡)	備考
二田保育園	3,646 (923) <i>9,648</i>	668 <i>688</i>	木造一部鉄骨造	511	21	倉庫：木造
湖岸保育園	3,276 <i>8,756</i>	919 <i>970</i>	モルタル造	225	-	
追分保育園	7,008.67 <i>8,006</i>	812 <i>877</i>	鉄筋コンクリート造	968	65	倉庫：木造
追分乳児保育園	1,630 <i>1,300</i>	505 <i>505</i>	鉄筋コンクリート造	-	38.88 倉庫(12.96㎡) 乳母車小屋(25.92㎡)	木造
昭和中央保育園	4,130.42 <i>4,500</i>	1,065 <i>1,065</i>	鉄筋コンクリート造	-	22.68	倉庫：木造
昭和東保育園	2,530 <i>3,219</i>	606.1 <i>606</i>	木造	-	19.44	倉庫：木造
昭和西保育園	3,835.84 <i>3,743</i>	661 <i>661</i>	木造	-	19.44	倉庫：木造
若竹幼児教育 センター	5,955.73 <i>6,246</i>	1,699 <i>1,316</i>	鉄筋コンクリート造	532	7.43	倉庫：木造
天王幼稚園	1,338 <i>3,385</i>	884 <i>916</i>	鉄骨造	-	33	倉庫：木造
出戸幼稚園	5,057 <i>6,220</i>	923 <i>988</i>	鉄骨一部木造	-	66	車庫：木造

表中上段の数値は、税務課提供資料による（市名義の面積）  
下段の数値は、幼児教育課保有の台帳による